

4 用語例

表 機関名等の標記

標記	機関等
村	青ヶ島村
都	東京都
支庁	東京都総務局八丈支庁（東京都教育庁八丈出張所を含む。）
警察署	八丈島警察署
駐在所	八丈島警察署青ヶ島駐在所
消防団	青ヶ島村消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
海上保安本部	海上保安庁第三管区海上保安本部
東海汽船	東海汽船株式会社
伊豆諸島開発	伊豆諸島開発株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
NTT東日本	東日本電信電話株式会社
NTT西日本	西日本電信電話株式会社
NTT八丈島サービスセンタ	東日本電信電話株式会社 南関東東京事業部東京西支店設備部八丈島サービスセンタ
東京電力八丈島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社島嶼業務センター八丈島事務所

4 用語例

表 機関名等の標記

標記	機関等
村	青ヶ島村
都	東京都
支庁	東京都総務局八丈支庁（東京都教育庁八丈出張所を含む。）
警察署	八丈島警察署
駐在所	八丈島警察署青ヶ島駐在所
消防団	青ヶ島村消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター
東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
海上保安本部	第三管区海上保安本部
東海汽船	東海汽船株式会社
伊豆諸島開発	伊豆諸島開発株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
NTT東日本	東日本電信電話株式会社
NTT西日本	西日本電信電話株式会社
NTT八丈島サービスセンタ	東日本電信電話株式会社 南関東東京事業部東京西支店設備部八丈島サービスセンタ
東京電力八丈島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社島嶼業務センター八丈島事務所

修正前（令和2年10月） 本-1	修正後（令和5年9月） 本-1
<p>第1部 青ヶ島の概要</p> <p>第1章 基本情報</p> <p>1 自然条件・社会条件</p> <p>(1) 自然条件 青ヶ島は、東京の南方海上約360kmに位置する南北約3.5km、東西2.5km、面積5.96km²の卵形の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうちの一つである。島の南半分は、中央火口丘（丸山）をもつカルデラ（池の沢火口）で占められ、標高約150～420mの外輪山でとり囲まれている。島の北半分は、北北西に向かって傾斜した緩斜面で覆われている。島の周囲は海食崖であり、湾入部はない。 気候は、黒潮の影響を受け、温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約18℃であり、冬でも最低気温が氷点下になることは珍しい。年間降水量は約2800mmであり、東京の約1.8倍と多雨である。風向は12月から2月が北西及び北北西、それ以外は東又は西寄りの風が卓越し、年平均風速は4.6m/sである。台風伊豆・小笠原諸島への接近数は年間約5個であり、台風のほか、寒候期の季節風、低気圧等の影響より大雨、強風、高波となることが多い。</p> <p>(2) 社会条件 村の人口は170人、世帯数は113世帯で、島の北半分の緩斜面に集落が形成されている（令和元年8月現在）。 島内を一周する道路は青ヶ島本道（都道236号線）があるが、崖崩れのため一部が通行止めになっており、青ヶ島港～青(せい)宝(ほう)トンネル～池の沢（カルデラ内）～平成流し坂トンネル～集落が主要経路となっている。 本土との交通は、八丈島を経由する必要がある。八丈島との交通は海路と空路があり、海路は連絡船で、空路はヘリコプターで結ばれているが、連絡船の就航率は天候不良等により50～60%と低い。八丈島から本土への交通は海路と空路があり、海路は東京の竹芝桟橋と大型客船で、空路は羽田空港と飛行機で結ばれている。 来島者は年間約490人であり、宿泊施設（民宿）は5か所（総収容者数83人）である（平成27年3月末現在）。</p>	<p>第1部 青ヶ島の概要</p> <p>第1章 基本情報</p> <p>1 自然条件・社会条件</p> <p>(1) 自然条件 青ヶ島は、東京の南方海上約360kmに位置する南北約3.5km、東西2.5km、面積5.96km²の卵形の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうちの一つである。島の南半分は、中央火口丘（丸山）をもつカルデラ（池の沢火口）で占められ、標高約150～420mの外輪山でとり囲まれている。島の北半分は、北北西に向かって傾斜した緩斜面で覆われている。島の周囲は海食崖であり、湾入部はない。 気候は、黒潮の影響を受け、温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約18℃であり、冬でも最低気温が氷点下になることは珍しい。年間降水量は約2800mmであり、東京の約1.8倍と多雨である。風向は12月から2月が北西及び北北西、それ以外は東又は西寄りの風が卓越し、年平均風速は4.6m/sである。台風伊豆・小笠原諸島への接近数は年間約5個であり、台風のほか、寒候期の季節風、低気圧等の影響より大雨、強風、高波となることが多い。</p> <p>(2) 社会条件 村の人口は169人、世帯数は118世帯で、島の北半分の緩斜面に集落が形成されている（令和2年10月現在）。 島内を一周する道路は青ヶ島本道（都道236号線）があるが、崖崩れのため一部が通行止めになっており、青ヶ島港～青(せい)宝(ほう)トンネル～池の沢（カルデラ内）～平成流し坂トンネル～集落が主要経路となっている。 本土との交通は、八丈島を経由する必要がある。八丈島との交通は海路と空路があり、海路は連絡船で、空路はヘリコプターで結ばれているが、連絡船の就航率は天候不良等により50～60%と低い。八丈島から本土への交通は海路と空路があり、海路は東京の竹芝桟橋と大型客船で、空路は羽田空港と飛行機で結ばれている。 来島者は年間約490人であり、宿泊施設（民宿）は5か所（総収容者数83人）である（平成27年3月末現在）。</p>

2 青ヶ島火山の概要

青ヶ島火山は、大きな海底火山の山頂部であり、玄武岩を主とし、少量の安山岩を含む成層火山で、主成層火山と北端部に残存するやや古い黒崎火山から成る。主成層火山の頂部には直径1.5～1.7kmのカルデラ（池の沢火口）があり、その中に中央火口丘の丸山火砕丘がある。

主成層火山の活動の後期（3000～2000年前頃）に、溶岩や降下スコリアの噴出を繰り返し、岩屑なだれの発生を経て、現在の池の沢火口が形成された。天明噴火（1781～1785年）では、爆発的噴火による岩塊・スコリアが降下して池の沢火口内に丸山火砕丘を生成するとともに、池の沢火口内に溶岩が流出（いずれも安山岩）して、噴火前にあった大池・小池を埋めた。現在、池の沢火口内の丸山西側や火口壁直下のほか、島の北端部近くにも高温の噴気地帯がある。

（参考：日本活火山総覧(第4版)青ヶ島, p1027, 気象庁(2013)、高田ほか(1994)）

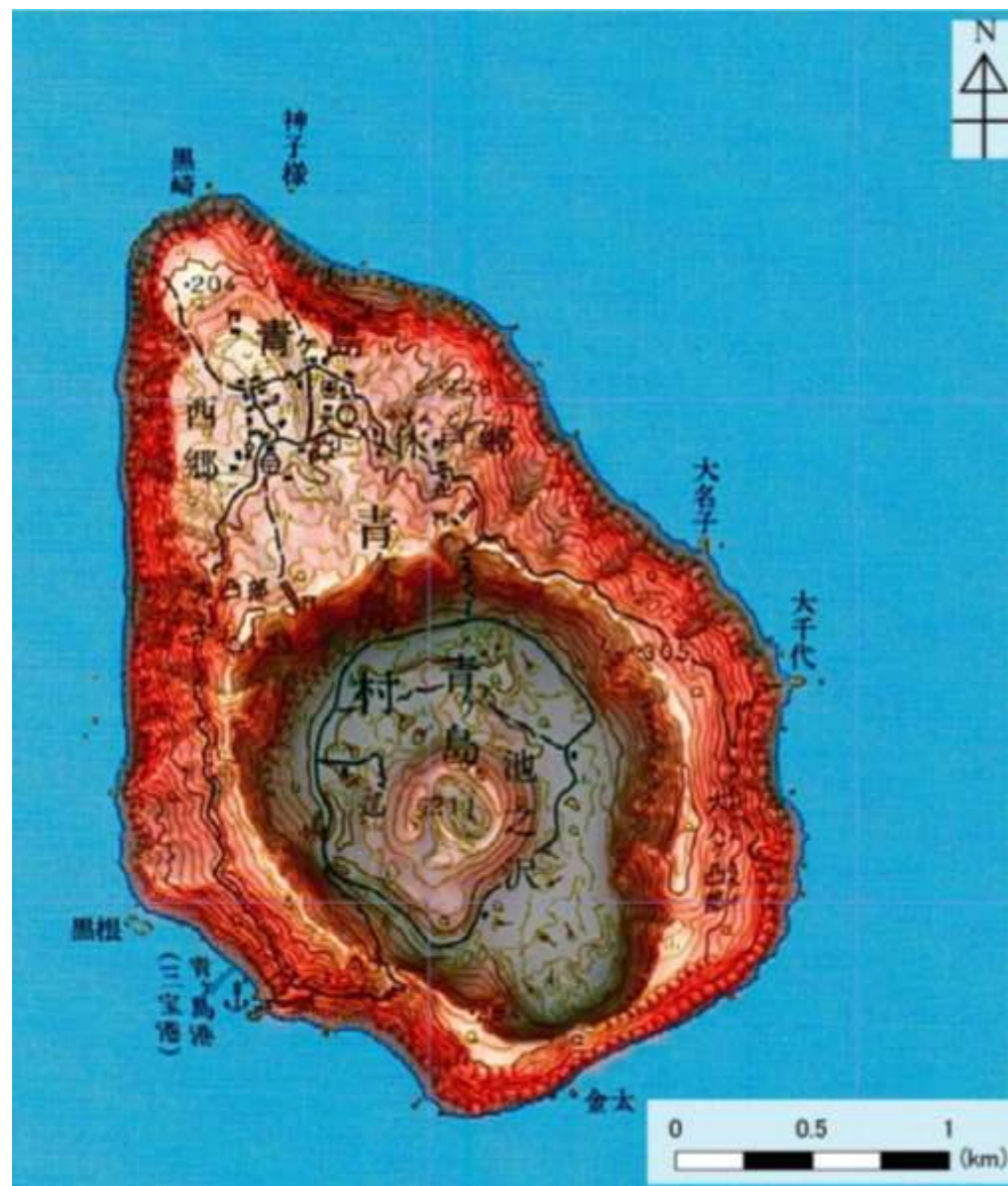


図 青ヶ島の地形図(気象庁, 2013)

2 青ヶ島火山の概要

青ヶ島火山は、大きな海底火山の山頂部であり、玄武岩を主とし、少量の安山岩を含む成層火山で、主成層火山と北端部に残存するやや古い黒崎火山から成る。主成層火山の頂部には直径1.5～1.7kmのカルデラ（池の沢火口）があり、その中に中央火口丘の丸山火砕丘がある。

主成層火山の活動の後期（3000～2000年前頃）に、溶岩や降下スコリアの噴出を繰り返し、岩屑なだれの発生を経て、現在の池の沢火口が形成された。天明噴火（1781～1785年）では、爆発的噴火による岩塊・スコリアが降下して池の沢火口内に丸山火砕丘を生成するとともに、池の沢火口内に溶岩が流出（いずれも安山岩）して、噴火前にあった大池・小池を埋めた。現在、池の沢火口内の丸山西側や火口壁直下のほか、島の北端部近くにも高温の噴気地帯がある。

（参考：日本活火山総覧(第4版)青ヶ島, p1027, 気象庁(2013)、高田ほか(1994)）

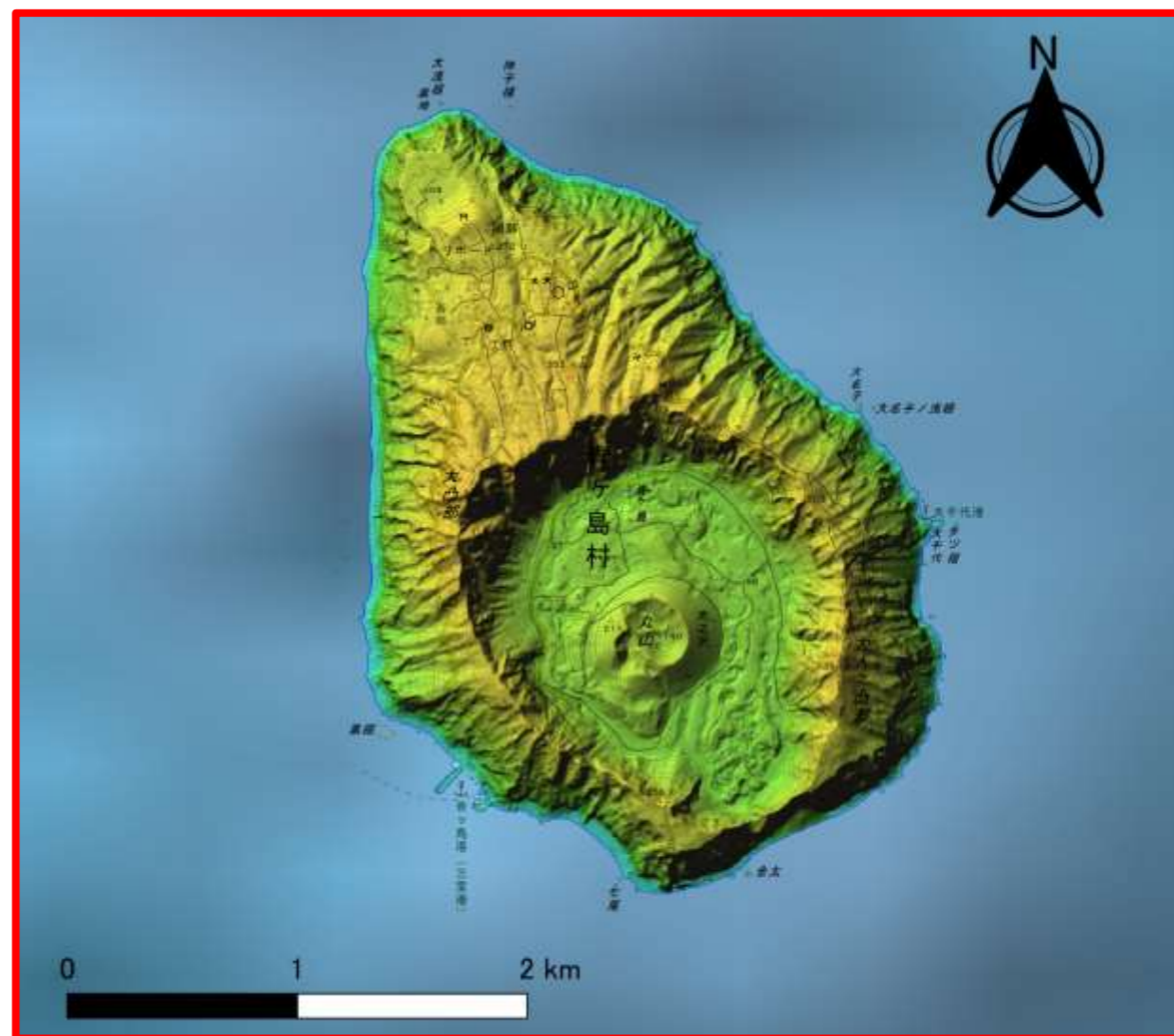


図 青ヶ島の色別標高図と標準地図の重ね合わせ（地理院地図より作成）

4 参考文献

文献名	備考
平成26年度 池之沢地区農業用水地下水試掘調査委託調査報告書	青ヶ島村（2015）
青ヶ島火山防災計画検討業務報告書	青ヶ島村・砂防地すべり技術センター（1992）
日本活火山総覧（第4版）	気象庁（2013）
青ヶ島火山及び伊豆諸島南方海底火山地質図	高田亮・村上文敏・湯浅真人（1994） 火山地質図No.7, 地質調査所
Geology of Aogashima Volcano, Izu Islands, Japan.	Takada, A., Oshima, O., Aramaki, S., Ono, K., Yoshida, T. and Kajima, K.（1992） Bull. Volcanol. Soc. Japan , vol. 37, 233-250
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（青ヶ島編）（平成2年5月）	東京都防災会議（1990）
青ヶ島噴火史料集	津久井雅志（2012） 青ヶ島噴火史料集, 12-23

4 参考文献

文献名	備考
平成26年度 池之沢地区農業用水地下水試掘調査委託調査報告書	青ヶ島村（2015）
青ヶ島火山防災計画検討業務報告書	青ヶ島村・砂防地すべり技術センター（1992）
日本活火山総覧（第4版）	気象庁（2013）
青ヶ島火山及び伊豆諸島南方海底火山地質図	高田亮・村上文敏・湯浅真人（1994） 火山地質図No.7, 地質調査所
Geology of Aogashima Volcano, Izu Islands, Japan.	Takada, A., Oshima, O., Aramaki, S., Ono, K., Yoshida, T. and Kajima, K.（1992） Bull. Volcanol. Soc. Japan , vol. 37, 233-250
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（青ヶ島編）（平成2年5月）	東京都防災会議（1990）
青ヶ島噴火史料集	津久井雅志（2012） 青ヶ島噴火史料集, 12-23
青ヶ島火山噴火緊急減災対策砂防計画（令和4年7月）	東京都建設局河川部（2022）

第2章 避難情報

4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段等）を付加したものを火山防災マップという。

青ヶ島火山では、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」、「火山灰(小さな噴石を含む)」について火山ハザードマップ（青ヶ島火山防災協議会，2017）が作成されている。火山ハザードマップを以下に示す。

※下図の電子データは、東京都防災ホームページから取得できる。

(https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/003/774/ao.pdf)

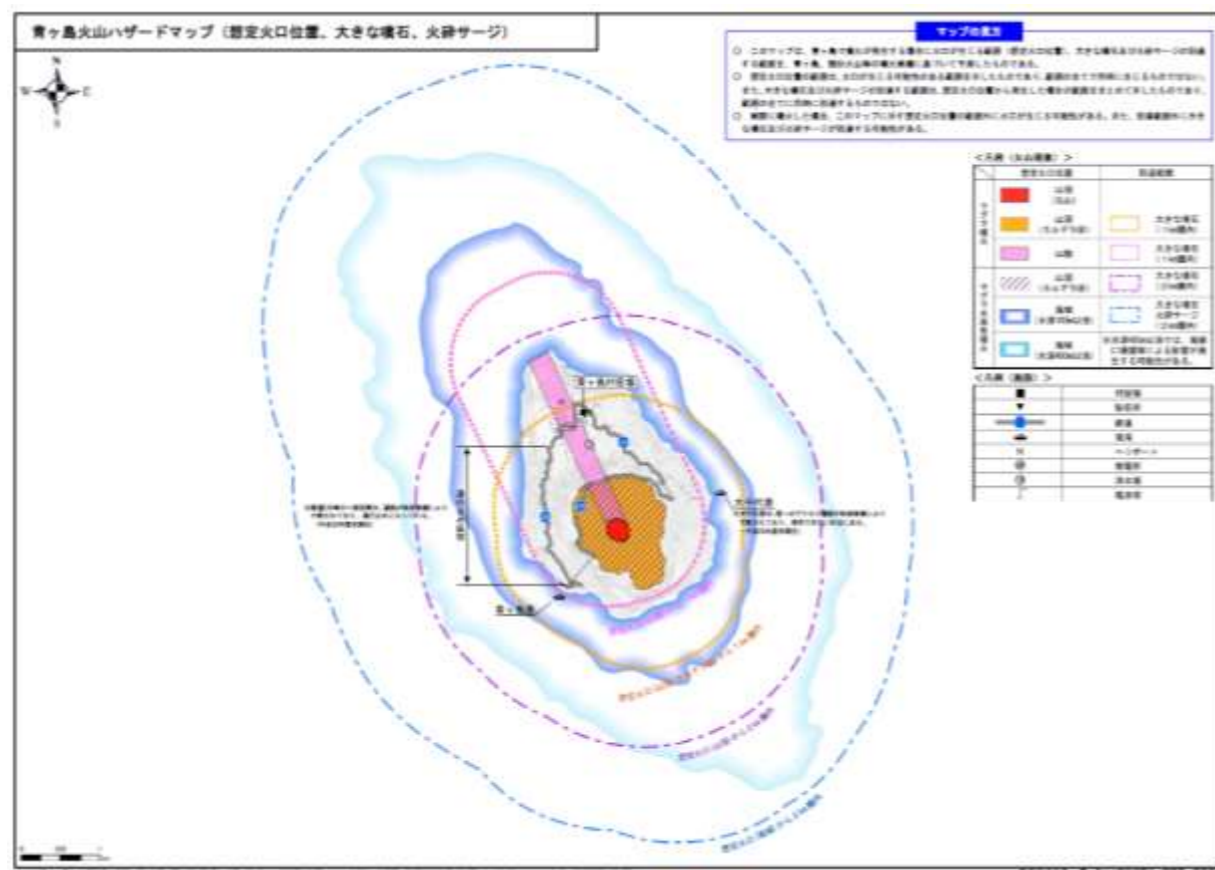


図 青ヶ島火山ハザードマップ（想定火口位置、大きな噴石、火砕サージ）
（青ヶ島火山防災協議会，2017）

第2章 避難情報

4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段等）を付加したものを火山防災マップという。

青ヶ島火山では、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」、「火山灰(小さな噴石を含む)」について火山ハザードマップ（青ヶ島火山防災協議会，2017）が作成されている。「**降灰後の土石流**」については、東京都建設局河川部にて**プレアナリシス型リアルタイムハザードマップのシミュレーション**が実施されている。火山ハザードマップを以下に示す。

※下図の電子データは、東京都防災ホームページから取得できる。

(https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/003/774/ao.pdf)

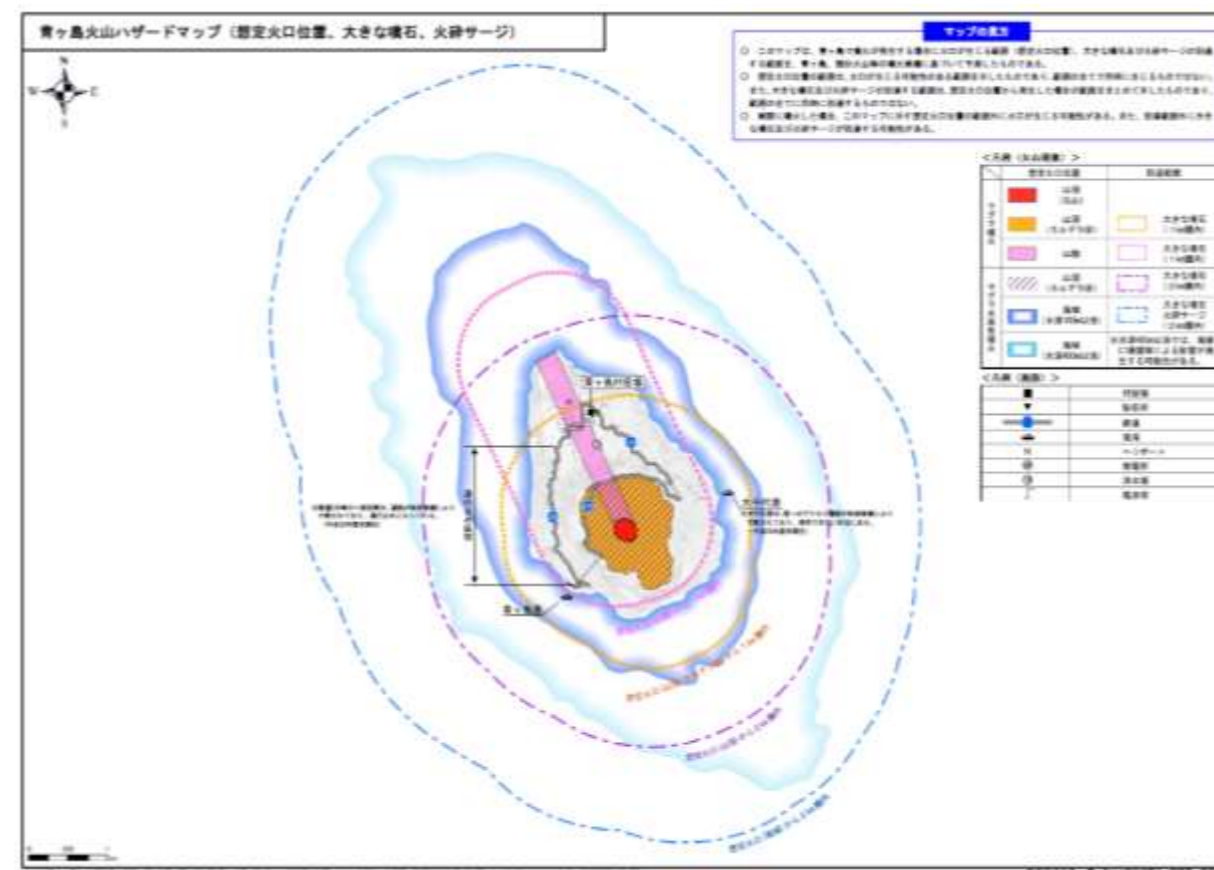


図 青ヶ島火山ハザードマップ（想定火口位置、大きな噴石、火砕サージ）
（青ヶ島火山防災協議会，2017）

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。



平成30年5月31日最新版

青ヶ島の噴火警戒レベル

警戒レベル	警戒範囲	火山活動の状況	避難すべき範囲	取るべき対応
5 (特別警戒)	島内全域	噴火地域に重大な被害をもたらす噴火が頻りに発生している状態にある。	島内全域	●島内全域が警戒範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。
4 (特別警戒)	島内全域	噴火地域に重大な被害をもたらす噴火が頻りに発生している状態にある。	島内全域	●島内全域が警戒範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。
3 (大規模警戒)	島内全域	噴火地域に重大な被害をもたらす噴火が頻りに発生している状態にある。	島内全域	●島内全域が警戒範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。
2 (大規模警戒)	島内全域	噴火地域に重大な被害をもたらす噴火が頻りに発生している状態にある。	島内全域	●島内全域が警戒範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。
1 (大規模警戒)	島内全域	噴火地域に重大な被害をもたらす噴火が頻りに発生している状態にある。	島内全域	●島内全域が警戒範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。

(平成30年5月, 気象庁)

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難指示等の防災対応をとる。



(令和3年12月, 気象庁)

平成30年5月31日最新版

青ヶ島の噴火警戒レベル

警戒レベル	警戒範囲	火山活動の状況	避難すべき範囲	取るべき対応
5 (特別警戒)	島内全域	噴火地域に重大な被害をもたらす噴火が頻りに発生している状態にある。	島内全域	●島内全域が警戒範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。
4 (特別警戒)	島内全域	噴火地域に重大な被害をもたらす噴火が頻りに発生している状態にある。	島内全域	●島内全域が警戒範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。
3 (大規模警戒)	島内全域	噴火地域に重大な被害をもたらす噴火が頻りに発生している状態にある。	島内全域	●島内全域が警戒範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。
2 (大規模警戒)	島内全域	噴火地域に重大な被害をもたらす噴火が頻りに発生している状態にある。	島内全域	●島内全域が警戒範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。
1 (大規模警戒)	島内全域	噴火地域に重大な被害をもたらす噴火が頻りに発生している状態にある。	島内全域	●島内全域が警戒範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。 ●島内全域が避難すべき範囲となる。

(令和3年12月, 気象庁)

6 参考文献

文献名	備考
青ヶ島火山及び伊豆諸島南方海底火山地質図	高田亮・村上文敏・湯浅真人（1994） 火山地質図No.7，地質調査所
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書(青ヶ島編)（平成2年5月）	東京都防災会議（1990）
伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究（平成4年10月）	東京都防災会議（1992）
青ヶ島噴火史料集	津久井雅志（2012），P114

6 参考文献

文献名	備考
青ヶ島火山及び伊豆諸島南方海底火山地質図	高田亮・村上文敏・湯浅真人（1994） 火山地質図No.7，地質調査所
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書(青ヶ島編)（平成2年5月）	東京都防災会議（1990）
伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究（平成4年10月）	東京都防災会議（1992）
青ヶ島噴火史料集	津久井雅志（2012），P114
青ヶ島火山噴火緊急減災対策砂防計画（令和4年7月）	東京都建設局河川部（2022）
リアルタイムハザードマップデータベース作成委託（八丈支庁管内）	東京都建設局河川部（2023）

第2部 平常時からの備え

第3章 防災関係機関等との連携

1 コアグループ

地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団、東京管区気象台が共同でコアグループを設置する。

表 コアグループの概要

構成員	村 支庁 警察署（駐在所） 消防団 東京管区気象台
-----	---------------------------------------

2 青ヶ島火山防災協議会

青ヶ島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、青ヶ島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都及び村が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議等を行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 青ヶ島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	村長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、警視総監、消防総監、関係局長	
		村	消防団長	
		国	気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
その他	東海汽船、東京バス協会			
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 ○ 警戒避難体制の整備に関すること。 ○ 避難施設の整備等に関すること。 ○ 防災訓練の実施に関すること。 ○ <u>避難勧告・指示</u> 、警戒区域の設定等に関する検討及び青ヶ島村への助言に関すること。 ○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ 青ヶ島村防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ その他必要と認められること。			

第2部 平常時からの備え

第3章 防災関係機関等との連携

1 コアグループ

地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団、東京管区気象台が共同でコアグループを設置する。

表 コアグループの概要

構成員	村 支庁 警察署（駐在所） 消防団 東京管区気象台
-----	---------------------------------------

2 青ヶ島火山防災協議会

青ヶ島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、青ヶ島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都及び村が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議等を行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 青ヶ島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	村長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、警視総監、消防総監、関係局長	
		村	消防団長	
		国	気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
その他	東海汽船、東京バス協会			
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 ○ 警戒避難体制の整備に関すること。 ○ 避難施設の整備等に関すること。 ○ 防災訓練の実施に関すること。 ○ 避難指示 、警戒区域の設定等に関する検討及び青ヶ島村への助言に関すること。 ○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ 青ヶ島村防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ その他必要と認められること。			

第3部 避難計画

第1章 基本方針等

1 基本方針

(1) 火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

- 火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 火口と居住地域との距離が近い場合、小規模の噴火でも居住地域及び重要施設に火山噴出物の降下等の影響を考慮する必要がある。
- 噴火した場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短い場合、迅速な避難が必要である。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活等において十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備又は避難を行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

- ・要配慮者
高齢者や障害者等、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者
- ・避難行動要支援者
要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者

(3) 島外避難

避難対象者の区分ごとの「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部でも居住地域に及ぶ場合等は「島外避難」とする。
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。
- 島外避難先は原則として八丈島とする。

第3部 避難計画

第1章 基本方針等

1 基本方針

(1) 火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

- 火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 火口と居住地域との距離が近い場合、小規模の噴火でも居住地域及び重要施設に火山噴出物の降下等の影響を考慮する必要がある。
- 噴火した場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短い場合、迅速な避難が必要である。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活等において十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備又は避難を行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

- ・要配慮者
高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者
- ・避難行動要支援者
要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者

(3) 島外避難

避難対象者の区分ごとの「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部でも居住地域に及ぶ場合等は「島外避難」とする。
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。
- 島外避難先は原則として八丈島とする。

第2章 火山活動が活発化した場合の対応

1 防災関係機関の活動態勢

村、支庁、警察署（駐在所）、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル	村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	都
レベル5	災害対策本部 第3非常 配備態勢	地方隊～ 第3非常配 備態勢	現場警備 本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル4		第3非常 配備態勢			応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部
レベル3	災害対策本部 第2非常 配備態勢	第2～3 非常配備態勢		災害対策本部 (出動・監視)	～ 情報連絡態勢
レベル2	第1非常 配備態勢	第1非常 配備態勢	連絡室設置	災害対策本部 (出動待機)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢

第2章 火山活動が活発化した場合の対応

1 防災関係機関の活動態勢

村、支庁、警察署（駐在所）、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル	村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	都
レベル5	災害対策本部 第3非常 配備態勢	地方隊～ 非常配備態勢 (第三段階)	現場警備 本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル4		非常配備態勢 (第三段階)			応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部
レベル3	災害対策本部 第2非常 配備態勢	非常配備態勢 (第二段階)		災害対策本部 (出動・監視)	～ 情報連絡態勢
レベル2	第1非常 配備態勢	非常配備態勢 (第一段階)	連絡室設置	災害対策本部 (出動待機)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢

4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

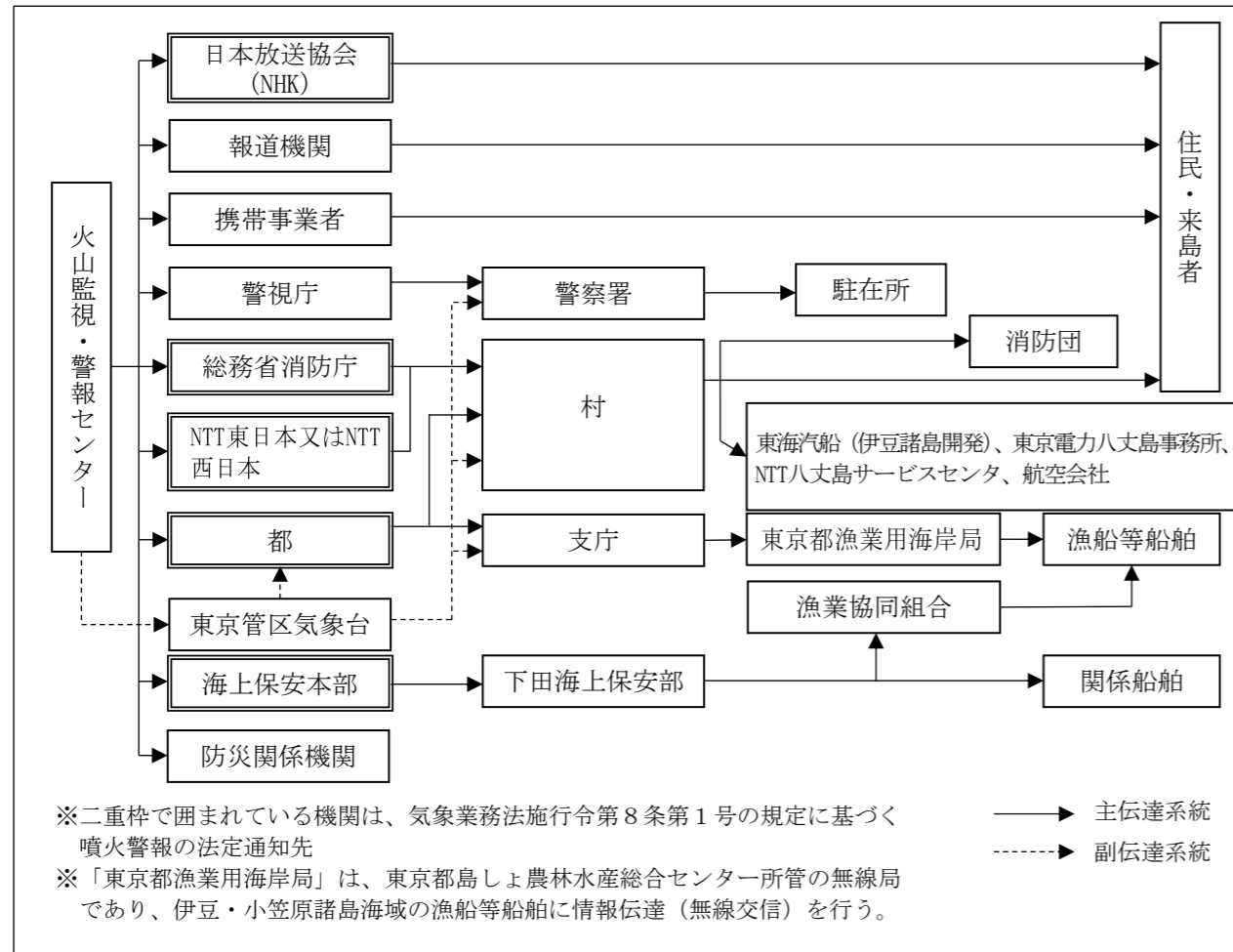


図 噴火警報・予報の伝達系統

4 噴火警報・予報等の伝達

噴火警報・予報等は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

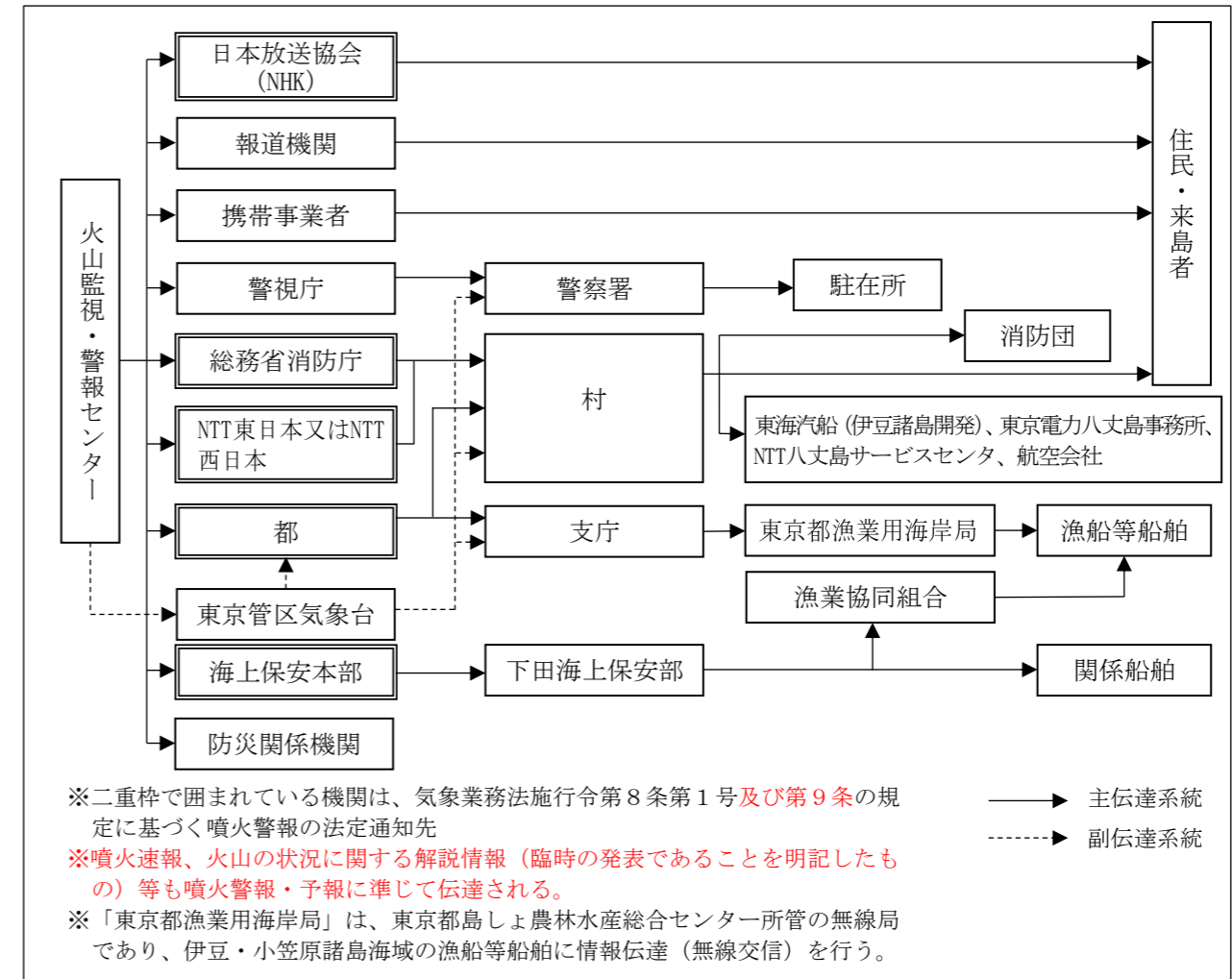


図 噴火警報・予報等の伝達系統

第5章 避難情報

1 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、青ヶ島診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山頂部及び山腹での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性 ○ 周辺海域での海底噴火の発生の可能性
島内生活が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフライン等の被害により島内生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行及びヘリコプターの飛行、着陸が不可能となる可能性 ○ 青ヶ島港（三宝港）が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港及びヘリポートへの移送が不可能となる可能性

第5章 避難情報

1 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令する。

なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合は、緊急安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合には、「高齢者等避難」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、青ヶ島診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難の準備」を伝達する。

(4) 「避難指示」の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

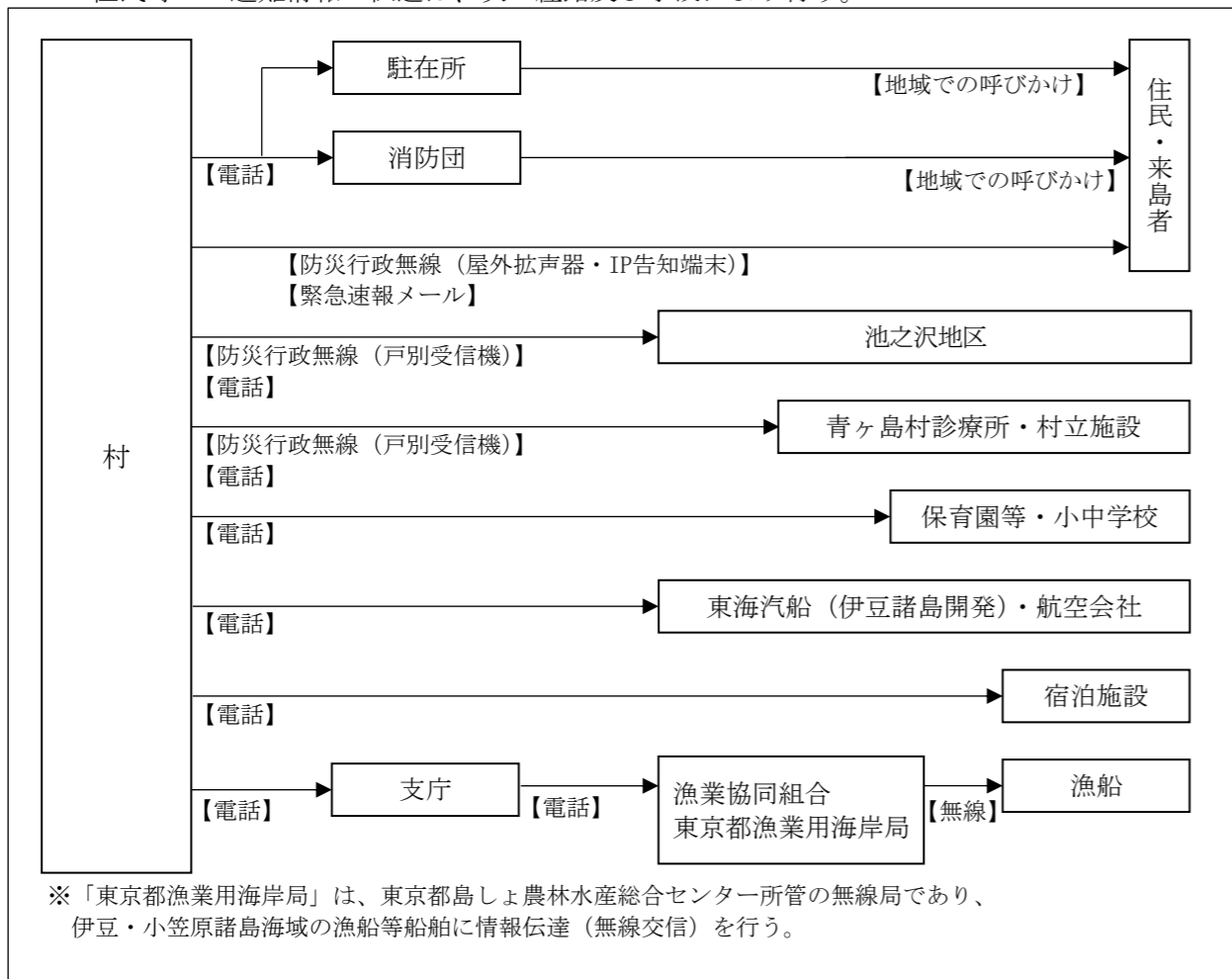
表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山頂部及び山腹での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○ 島内全域での震度5程度の地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性 ○ 周辺海域での海底噴火の発生の可能性
島内生活が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフライン等の被害により島内生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行及びヘリコプターの飛行、着陸が不可能となる可能性 ○ 青ヶ島港（三宝港）が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港及びヘリポートへの移送が不可能となる可能性

2 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。



※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

(2) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。

- 避難の理由、可能性のある現象
- 避難対象地域
- 立入規制範囲
- 避難の切迫性
- 避難先
- 避難方法
- 携行品・服装の留意点
- 電気・ガス・水道の遮断、戸締り
- ペットの同行避難についての留意事項
- 近隣の住民等への避難等の呼びかけ

(3) 留意事項

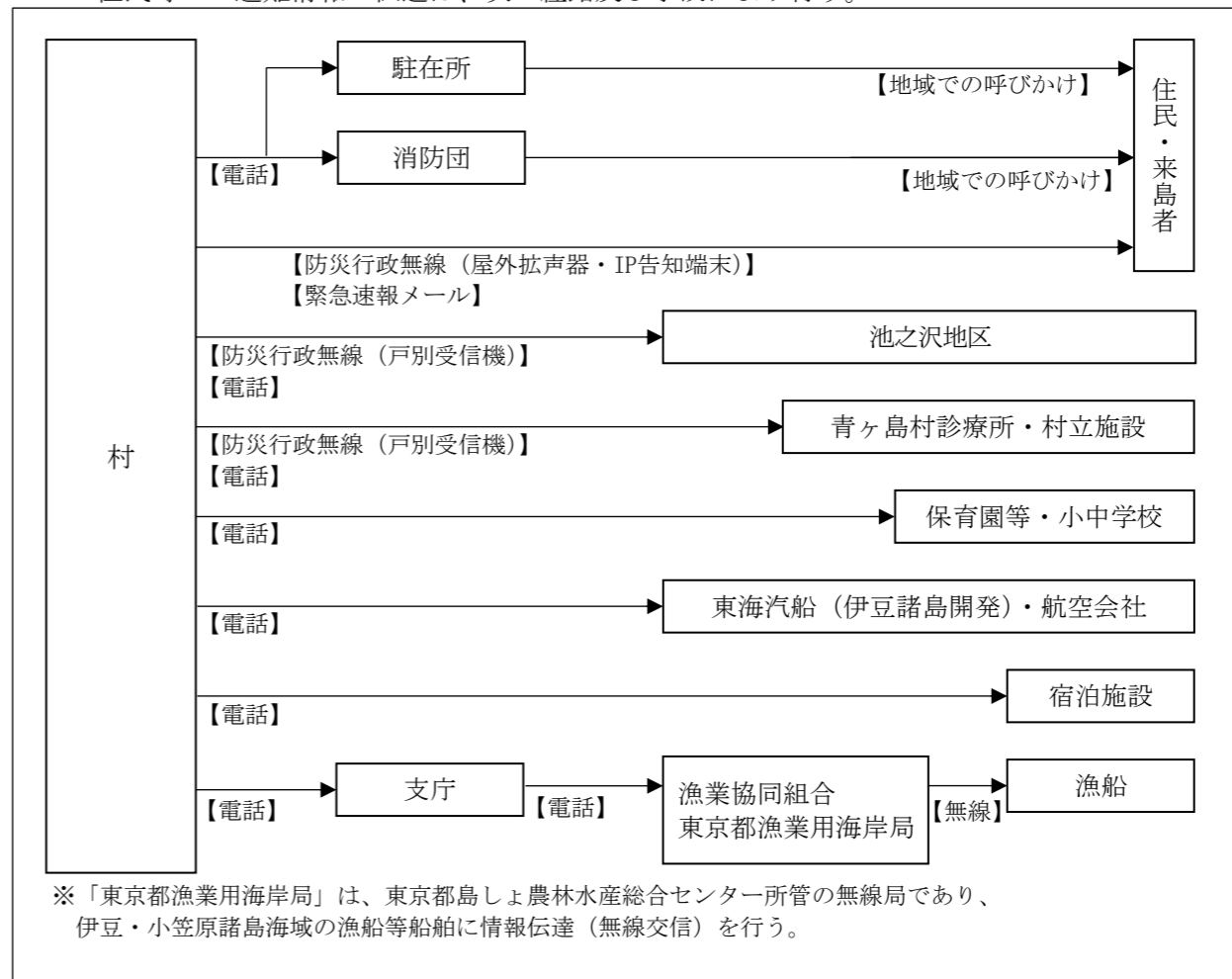
大雨等で防災行政無線（屋外拡声器）が聴き取りにくい場合があるため、村、警察署（駐在所）、消防団による巡回、消防団員による戸別訪問、IP告知端末等の呼びかけを併用する。

避難行動要支援者への伝達は、村、駐在所、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

2 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。



※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

(2) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。

- 避難の理由、可能性のある現象
- 避難対象地域
- 立入規制範囲
- 避難の切迫性
- 避難先
- 避難方法
- 携行品・服装の留意点
- 電気・ガス・水道の遮断、戸締り
- **動物**の同行避難についての留意事項
- 近隣の住民等への避難等の呼びかけ

(3) 留意事項

大雨等で防災行政無線（屋外拡声器）が聴き取りにくい場合があるため、村、警察署（駐在所）、消防団による巡回、消防団員による戸別訪問、IP告知端末等の呼びかけを併用する。

避難行動要支援者への伝達は、村、駐在所、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

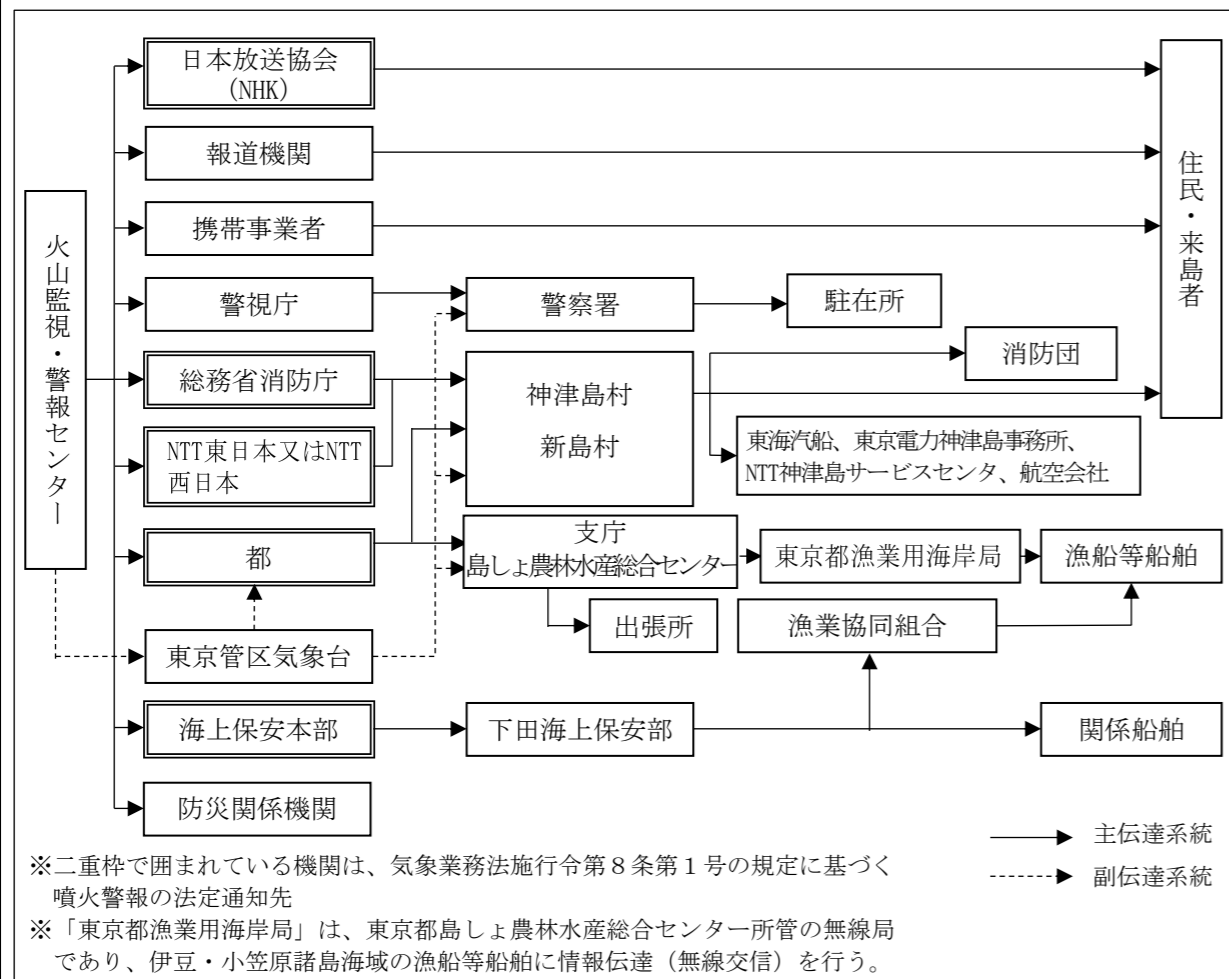
修正前（令和2年10月） 本-46-本-48	修正後（令和5年9月） 本-46-本-48																		
<p>第6章 避難対応</p> <p>3 児童・生徒等の避難</p> <p>(1) 避難情報の伝達 村は、児童・生徒等の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。</p> <p>(2) 避難対応 学校長は、児童・生徒等の在校中に村から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。 ただし、事態が切迫している場合には、避難港又はヘリポートまで車両等で移送する。</p>	<p>第6章 避難対応</p> <p>3 児童・生徒等の避難</p> <p>(1) 避難情報の伝達 村は、児童・生徒等の在校中に高齢者等避難、避難指示を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。</p> <p>(2) 避難対応 学校長は、児童・生徒等の在校中に村から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。 ただし、事態が切迫している場合には、避難港又はヘリポートまで車両等で移送する。</p>																		
<p>4 避難行動要支援者の避難</p> <p>(1) 避難の基準 避難行動要支援者の避難準備、島外避難は、次の場合に行う。</p> <p style="text-align: center;">表 避難行動要支援者の避難の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>噴火ケース</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備</td> <td>山頂噴火</td> <td>○噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合</td> </tr> <tr> <td>島外避難</td> <td>山頂噴火 山腹噴火</td> <td>○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難支援 避難行動要支援者の避難支援は、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。</p> <p>(3) 島外避難 村は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。 島外への移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。</p>	区分	噴火ケース	基準	避難準備	山頂噴火	○噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合	島外避難	山頂噴火 山腹噴火	○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合	<p>4 避難行動要支援者の避難</p> <p>(1) 避難の基準 避難行動要支援者の避難準備、島外避難は、次の場合に行う。</p> <p style="text-align: center;">表 避難行動要支援者の避難の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>噴火ケース</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備</td> <td>山頂噴火</td> <td>○噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合</td> </tr> <tr> <td>島外避難</td> <td>山頂噴火 山腹噴火</td> <td>○高齢者等避難、避難指示が発令された場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難支援 避難行動要支援者の避難支援は、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。</p> <p>(3) 島外避難 村は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を経由し、都（福祉局）に島外への移送を要請する。 島外への移送については、都（福祉局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉局・総務局）が関係機関に移送を要請する。</p>	区分	噴火ケース	基準	避難準備	山頂噴火	○噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合	島外避難	山頂噴火 山腹噴火	○ 高齢者等避難、避難指示 が発令された場合
区分	噴火ケース	基準																	
避難準備	山頂噴火	○噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合																	
島外避難	山頂噴火 山腹噴火	○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合																	
区分	噴火ケース	基準																	
避難準備	山頂噴火	○噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合																	
島外避難	山頂噴火 山腹噴火	○ 高齢者等避難、避難指示 が発令された場合																	
<p>7 避難に際し住民のとりべき対応</p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。 ○ 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。 ○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。 ○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。 ○ 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官（駐在員）、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。 ○ 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。 ○ 島外へ自主避難をする場合は、村役場に連絡先等を報告すること。また、ヘリポートや港に自家用車を放置しないこと。 ○ ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。 ○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。 	<p>7 避難に際し住民のとりべき対応</p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。 ○ 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。 ○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。 ○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。 ○ 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官（駐在員）、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。 ○ 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。 ○ 島外へ自主避難をする場合は、村役場に連絡先等を報告すること。また、ヘリポートや港に自家用車を放置しないこと。 ○ 動物と同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。 ○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。 																		

修正前（令和2年10月） 本-49-本-50	修正後（令和5年9月） 本-49-本-50																																																																
<p>第7章 避難に伴う対応措置</p> <p>3 ペットの同行避難</p> <p>ペットは、同行避難を可とする。 なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバッグに収容すること。 ○ ペット用の餌、水、食器、トイレ用品等のペット用品を携行すること。 ○ 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。 ○ 避難所の管理者、現地動物救護本部等の指示に従い、適正な飼養に努めること。 	<p>第7章 避難に伴う対応措置</p> <p>3 動物の同行避難</p> <p>動物は、同行避難を可とする。 なお、動物の所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバッグに収容すること。 ○ 動物用の餌、水、食器、トイレ用品等の動物用品を携行すること。 ○ 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。 ○ 避難所の管理者、現地動物救護本部等の指示に従い、適正な飼養に努めること。 																																																																
<p>第8章 避難生活</p> <p>1 島外での避難生活</p> <p>避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、村、関係機関が連携して実施する。</p>	<p>第8章 避難生活</p> <p>1 島外での避難生活</p> <p>避難所の開設・運営、要配慮者対策、動物対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、村、関係機関が連携して実施する。</p>																																																																
修正前（令和2年10月） マ-3	修正後（令和5年9月） マ-3																																																																
<p>【マニュアル編】</p> <p>第1部 全体・共通事項</p> <p>第3章 防災関係機関の体制</p> <p>1 防災関係機関の活動態勢</p> <p>村、支庁、警察署（駐在所）、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。</p> <p style="text-align: center;">表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th>村</th> <th>支庁</th> <th>警察署 (駐在所)</th> <th>消防団</th> <th>都</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td rowspan="2">災害対策本部 第3非常 配備態勢</td> <td>地方隊～ 第3非常配 備態勢</td> <td rowspan="3">現場警備 本部</td> <td rowspan="2">災害対策本部 (出動)</td> <td>災害対策本部 ～ 応急対策本部</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>第3非常 配備態勢</td> <td>応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>災害対策本部 第2非常 配備態勢</td> <td>第2～3 非常配備態勢</td> <td>災害対策本部 (出動・監視)</td> <td>～ 情報連絡態勢</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>第1非常 配備態勢</td> <td>第1非常 配備態勢</td> <td>連絡室設置</td> <td>災害対策本部 (出動待機)</td> <td>情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>通常態勢</td> <td>通常態勢</td> <td>通常態勢</td> <td>通常態勢</td> <td>情報監視態勢</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル	村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	都	レベル5	災害対策本部 第3非常 配備態勢	地方隊～ 第3非常配 備態勢	現場警備 本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部	レベル4	第3非常 配備態勢	応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部	レベル3	災害対策本部 第2非常 配備態勢	第2～3 非常配備態勢	災害対策本部 (出動・監視)	～ 情報連絡態勢	レベル2	第1非常 配備態勢	第1非常 配備態勢	連絡室設置	災害対策本部 (出動待機)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢	レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢	<p>【マニュアル編】</p> <p>第1部 全体・共通事項</p> <p>第3章 防災関係機関の体制</p> <p>1 防災関係機関の活動態勢</p> <p>村、支庁、警察署（駐在所）、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。</p> <p style="text-align: center;">表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th>村</th> <th>支庁</th> <th>警察署 (駐在所)</th> <th>消防団</th> <th>都</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td rowspan="2">災害対策本部 第3非常 配備態勢</td> <td>地方隊～ 非常配備態勢 (第三段階)</td> <td rowspan="3">現場警備 本部</td> <td rowspan="2">災害対策本部 (出動)</td> <td>災害対策本部 ～ 応急対策本部</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>非常配備態勢 (第三段階)</td> <td>応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>災害対策本部 第2非常 配備態勢</td> <td>非常配備態勢 (第二段階)</td> <td>災害対策本部 (出動・監視)</td> <td>～ 情報連絡態勢</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>第1非常 配備態勢</td> <td>非常配備態勢 (第一段階)</td> <td>連絡室設置</td> <td>災害対策本部 (出動待機)</td> <td>情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>通常態勢</td> <td>通常態勢</td> <td>通常態勢</td> <td>通常態勢</td> <td>情報監視態勢</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル	村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	都	レベル5	災害対策本部 第3非常 配備態勢	地方隊～ 非常配備態勢 (第三段階)	現場警備 本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部	レベル4	非常配備態勢 (第三段階)	応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部	レベル3	災害対策本部 第2非常 配備態勢	非常配備態勢 (第二段階)	災害対策本部 (出動・監視)	～ 情報連絡態勢	レベル2	第1非常 配備態勢	非常配備態勢 (第一段階)	連絡室設置	災害対策本部 (出動待機)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢	レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢
噴火警戒レベル	村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	都																																																												
レベル5	災害対策本部 第3非常 配備態勢	地方隊～ 第3非常配 備態勢	現場警備 本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部																																																												
レベル4		第3非常 配備態勢			応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部																																																												
レベル3	災害対策本部 第2非常 配備態勢	第2～3 非常配備態勢		災害対策本部 (出動・監視)	～ 情報連絡態勢																																																												
レベル2	第1非常 配備態勢	第1非常 配備態勢	連絡室設置	災害対策本部 (出動待機)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢																																																												
レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢																																																												
噴火警戒レベル	村	支庁	警察署 (駐在所)	消防団	都																																																												
レベル5	災害対策本部 第3非常 配備態勢	地方隊～ 非常配備態勢 (第三段階)	現場警備 本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部																																																												
レベル4		非常配備態勢 (第三段階)			応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部																																																												
レベル3	災害対策本部 第2非常 配備態勢	非常配備態勢 (第二段階)		災害対策本部 (出動・監視)	～ 情報連絡態勢																																																												
レベル2	第1非常 配備態勢	非常配備態勢 (第一段階)	連絡室設置	災害対策本部 (出動待機)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢																																																												
レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢																																																												

第4章 防災関係機関の対応

1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。



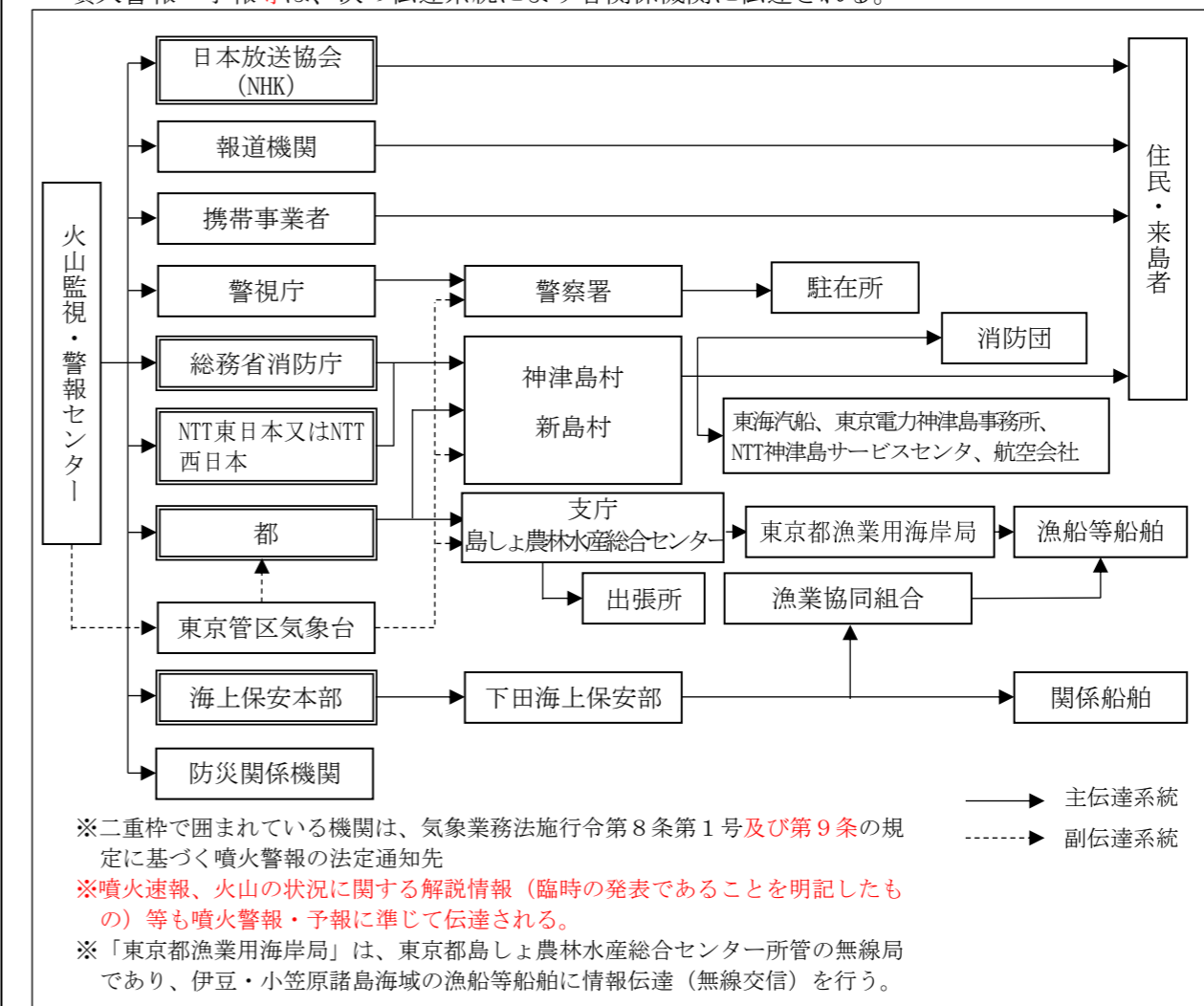
※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先
 ※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

図 噴火警報・予報の伝達系統

第4章 防災関係機関の対応

1 噴火警報・予報等の伝達

噴火警報・予報等は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく噴火警報の法定通知先
 ※噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したもの）等も噴火警報・予報に準じて伝達される。
 ※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

図 噴火警報・予報等の伝達系統

第4章 防災関係機関の対応

3 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、青ヶ島診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山頂部及び山腹での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性 ○ 周辺海域での海底噴火の発生の可能性
島内生活が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフライン等の被害により島内生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行及びヘリコプターの飛行、着陸が不可能となる可能性 ○ 青ヶ島港（三宝港）が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港及びヘリポートへの移送が不可能となる可能性

第4章 防災関係機関の対応

3 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令する。

なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合は、緊急安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「高齢者等避難」の発令基準

「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性のある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合には、「高齢者等避難」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、青ヶ島診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難の準備」を伝達する。

(4) 「避難指示」の発令基準

「避難指示」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

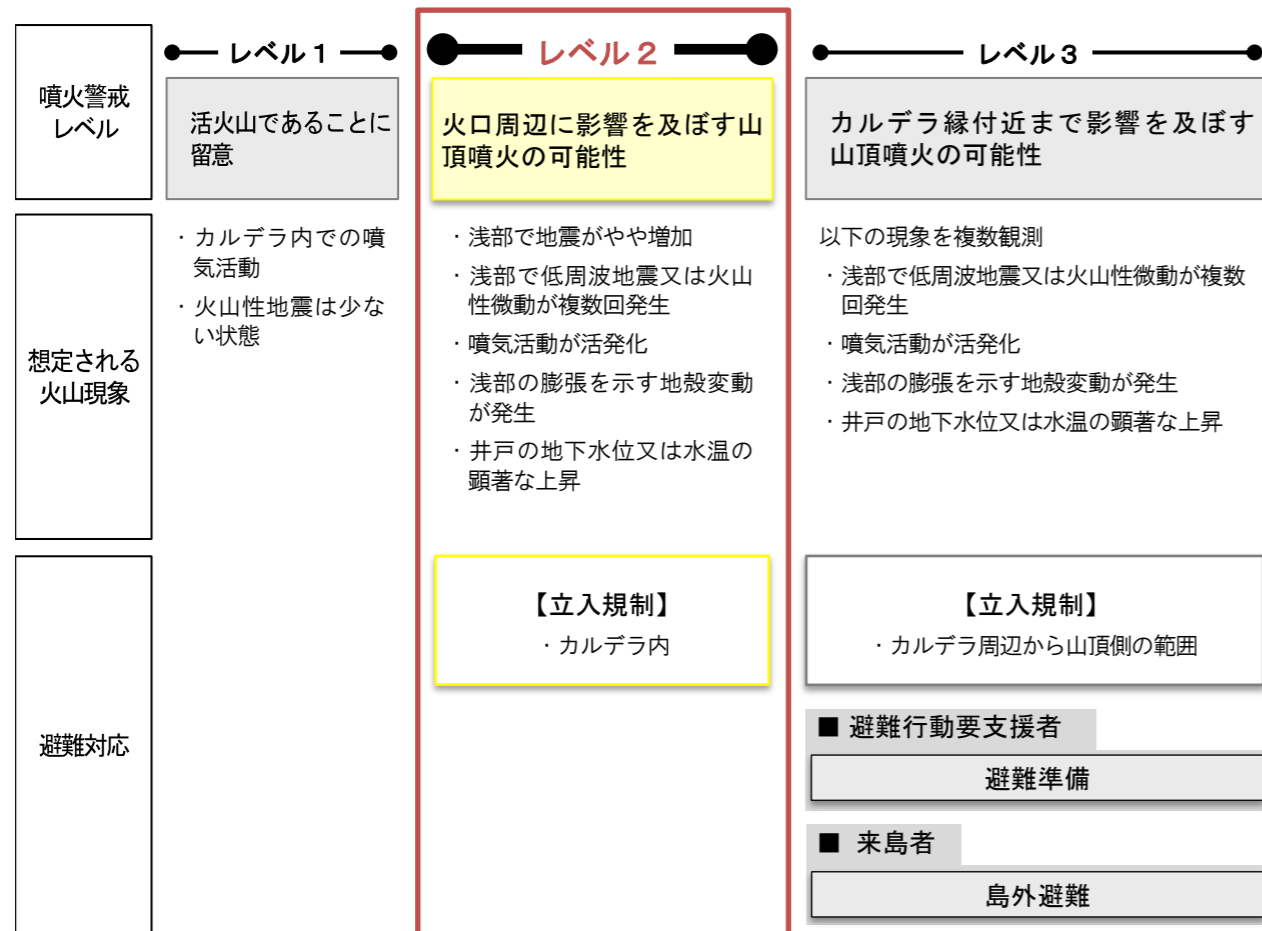
なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山頂部及び山腹での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○ 島内全域での震度5程度の地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性 ○ 周辺海域での海底噴火の発生の可能性
島内生活が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフライン等の被害により島内生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行及びヘリコプターの飛行、着陸が不可能となる可能性 ○ 青ヶ島港（三宝港）が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港及びヘリポートへの移送が不可能となる可能性

第2章 噴火警戒レベル2（山頂噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

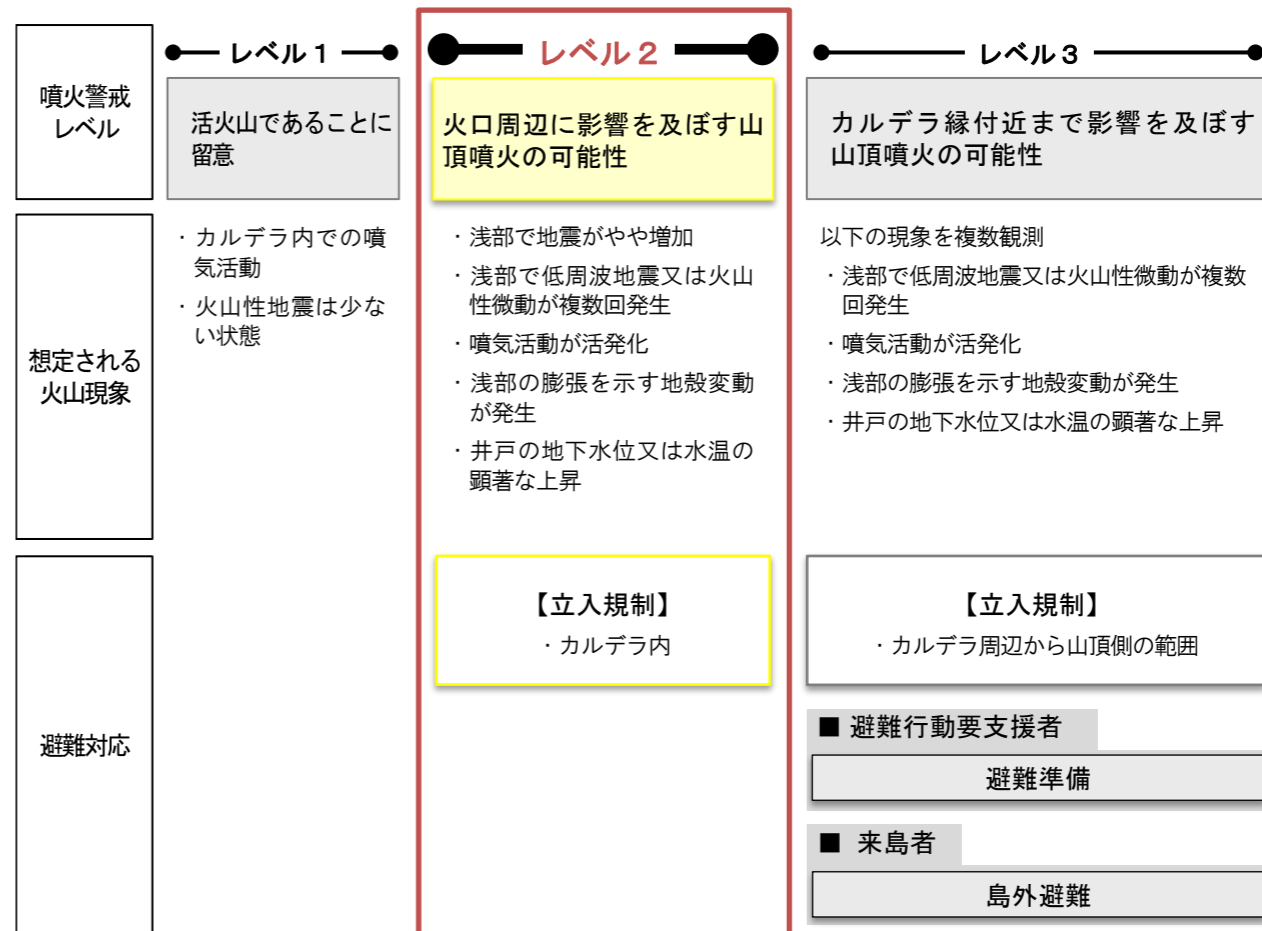


2 各機関の活動態勢

村	第1非常配備態勢
支庁	第1非常配備態勢
警察署（駐在所）	連絡室設置
消防団	災害対策本部（出動待機）
都	情報監視態勢～情報連絡態勢

第2章 噴火警戒レベル2（山頂噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

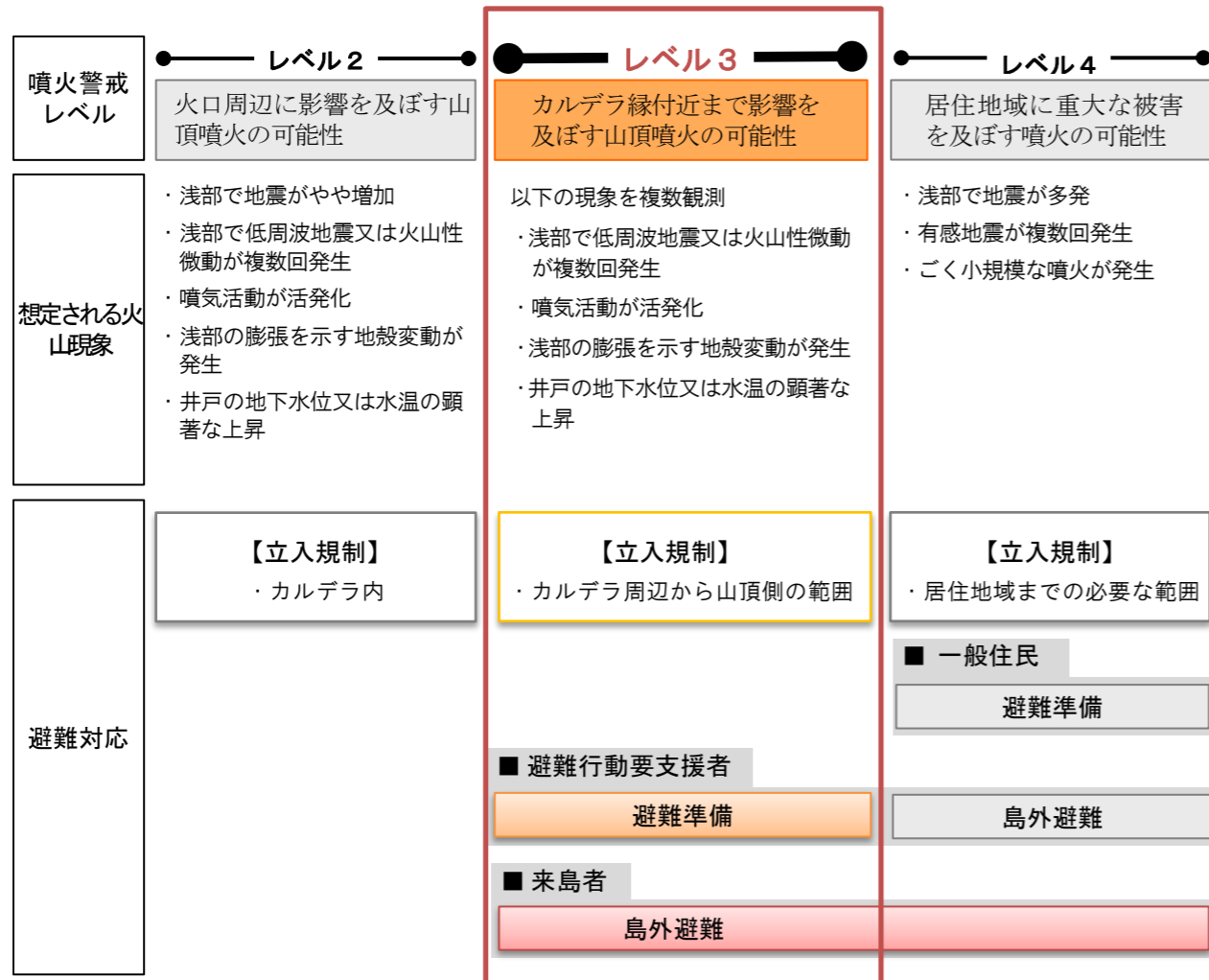


2 各機関の活動態勢

村	第1非常配備態勢
支庁	非常配備態勢（第一段階）
警察署（駐在所）	連絡室設置
消防団	災害対策本部（出動待機）
都	情報監視態勢～情報連絡態勢

第3章 噴火警戒レベル3（山頂噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

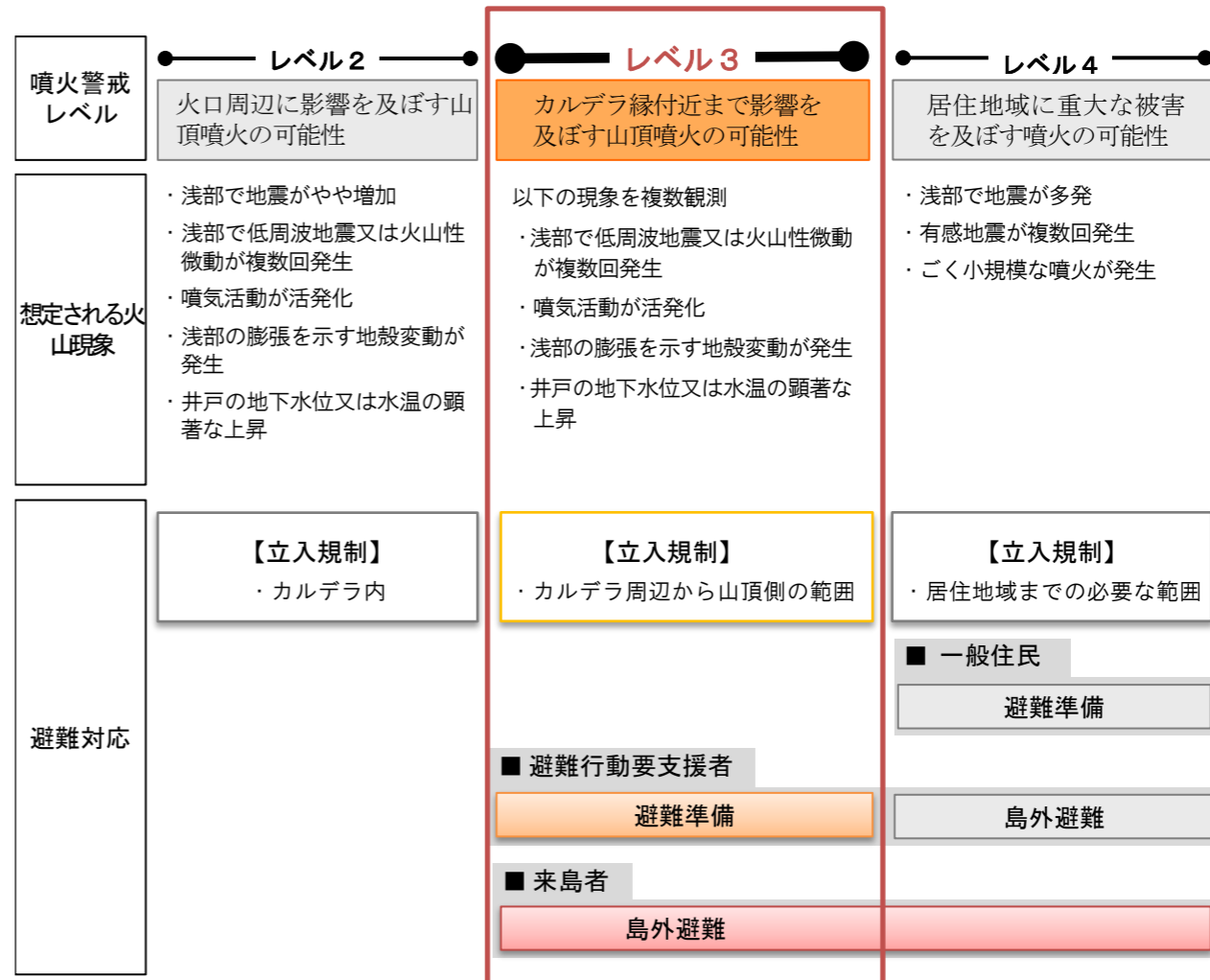


2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部第2非常配備態勢
支庁	第2～3非常配備態勢
警察署（駐在所）	現場警備本部
消防団	災害対策本部（出動・監視）
都	情報連絡態勢～災害即応対策本部～応急対策本部

第3章 噴火警戒レベル3（山頂噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安



2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部第2非常配備態勢
支庁	非常配備態勢（第二段階）
警察署（駐在所）	現場警備本部
消防団	災害対策本部（出動・監視）
都	情報連絡態勢～災害即応対策本部～応急対策本部

第4章 噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒レベル	レベル3	レベル4	レベル5
噴火警戒レベル	カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
想定される火山現象	<<山頂噴火>> 以下の現象を複数観測 ・浅部で低周波地震又は火山性微動が複数回発生 ・噴気活動が活発化 ・浅部の膨張を示す地殻変動が発生 ・井戸の地下水水位又は水温の顕著な上昇	<<山腹噴火>> ・山腹又は居住地域から概ね2km以内の浅い海域（水深100m以浅）の浅部で地震が多発又は有感地震が複数回発生	・浅部で地震活動の規模が増大 ・浅部で火山性微動が多発あるいは火山性連続微動が数日以上継続 ・浅部の山体膨張を示す明瞭かつ急激な地殻変動が発生 ・噴火が発生 ・山腹又は居住地域から概ね2km以内の浅い海域（水深100m以浅）の浅部で地震が多発かつ顕著な地殻変動が発生 ・山腹で噴火が発生 ・居住地域から概ね2km以内の浅い海域（水深100m以浅）でマグマ水蒸気噴火が発生
避難対応	【立入規制】 ・カルデラ周辺から山頂側の範囲 ■ 避難行動要支援者 避難準備 ■ 来島者	【立入規制】 ・居住地域までの必要な範囲 ■ 一般住民 避難準備 ■ 避難行動要支援者 避難準備 ■ 来島者	■ 一般住民 島外避難 ■ 避難行動要支援者 島外避難 ■ 来島者 島外避難

2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部第3非常配備態勢
支庁	第3非常配備態勢
警察署（駐在所）	現場警備本部
消防団	災害対策本部（出動）
都	情報連絡態勢～災害即応対策本部～応急対策本部

第4章 噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

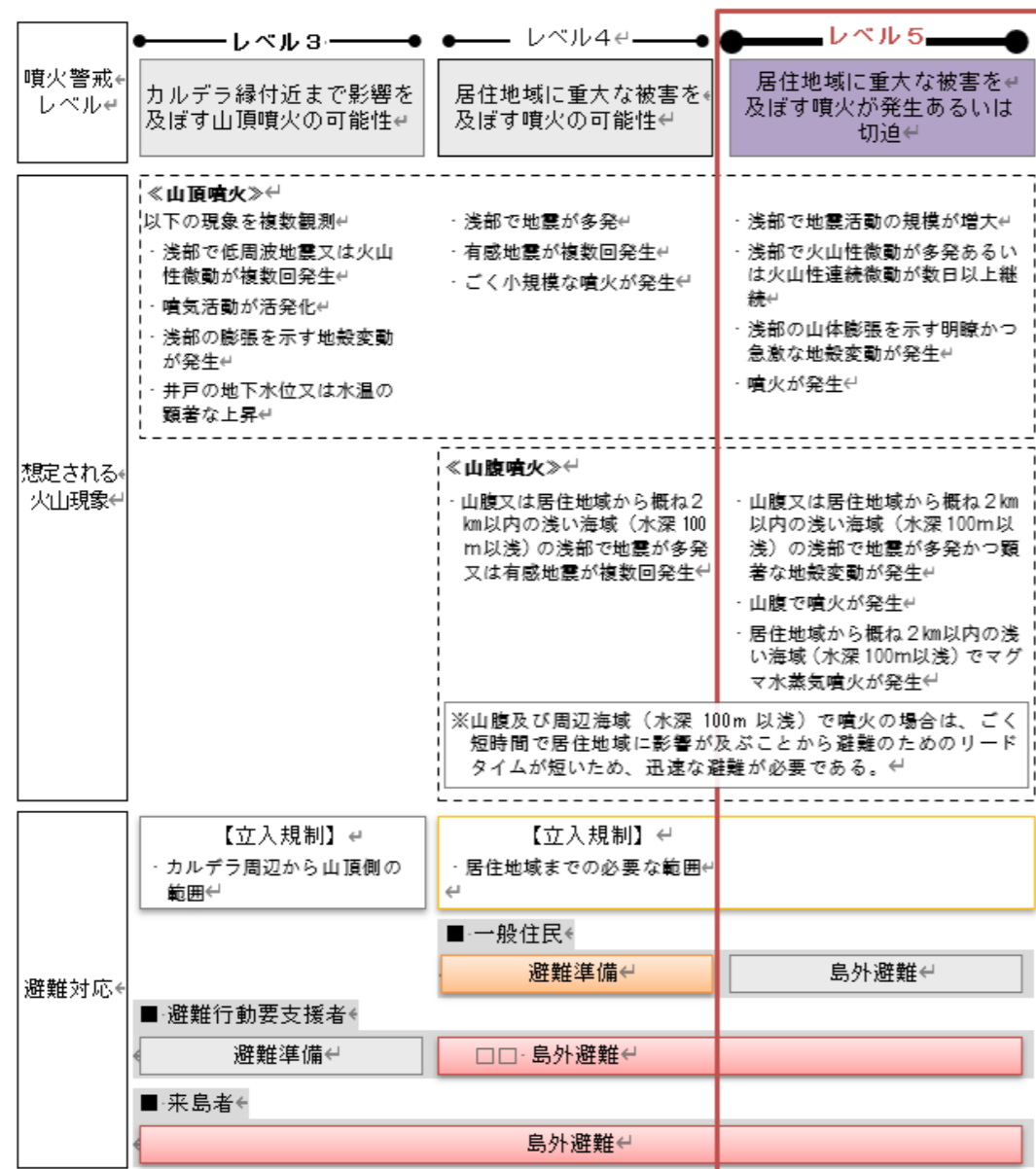
噴火警戒レベル	レベル3	レベル4	レベル5
噴火警戒レベル	カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
想定される火山現象	<<山頂噴火>> 以下の現象を複数観測 ・浅部で低周波地震又は火山性微動が複数回発生 ・噴気活動が活発化 ・浅部の膨張を示す地殻変動が発生 ・井戸の地下水水位又は水温の顕著な上昇	<<山腹噴火>> ・山腹又は居住地域から概ね2km以内の浅い海域（水深100m以浅）の浅部で地震が多発又は有感地震が複数回発生	・浅部で地震活動の規模が増大 ・浅部で火山性微動が多発あるいは火山性連続微動が数日以上継続 ・浅部の山体膨張を示す明瞭かつ急激な地殻変動が発生 ・噴火が発生 ・山腹又は居住地域から概ね2km以内の浅い海域（水深100m以浅）の浅部で地震が多発かつ顕著な地殻変動が発生 ・山腹で噴火が発生 ・居住地域から概ね2km以内の浅い海域（水深100m以浅）でマグマ水蒸気噴火が発生
避難対応	【立入規制】 ・カルデラ周辺から山頂側の範囲 ■ 避難行動要支援者 避難準備 ■ 来島者	【立入規制】 ・居住地域までの必要な範囲 ■ 一般住民 避難準備 ■ 避難行動要支援者 避難準備 ■ 来島者	■ 一般住民 島外避難 ■ 避難行動要支援者 島外避難 ■ 来島者 島外避難

2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部第3非常配備態勢
支庁	非常配備態勢（第三段階）
警察署（駐在所）	現場警備本部
消防団	災害対策本部（出動）
都	情報連絡態勢～災害即応対策本部～応急対策本部

第5章 噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

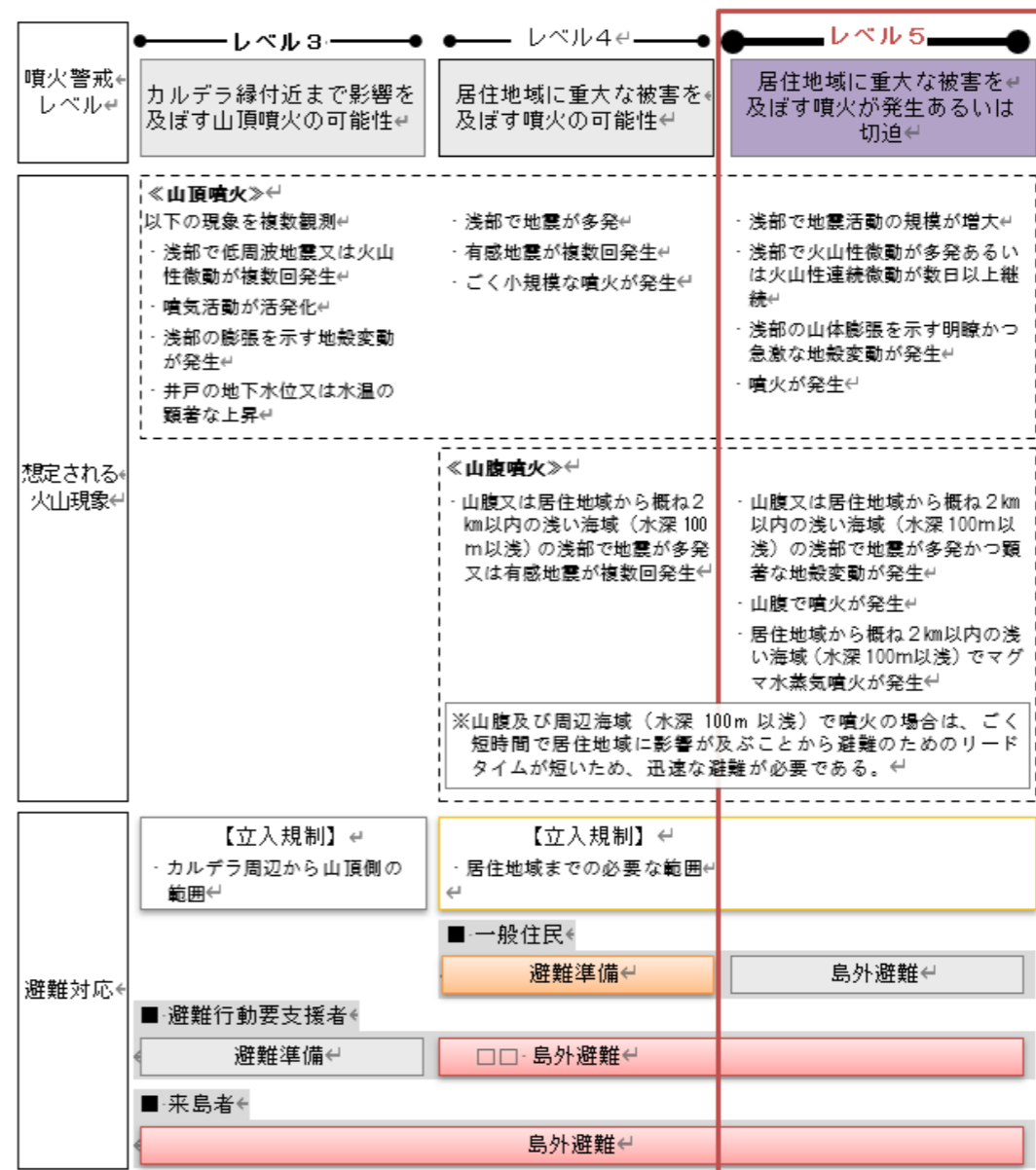


2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部第3非常配備態勢
支庁	第3非常配備態勢 ～ 地方隊
警察署（駐在所）	現場警備本部
消防団	災害対策本部（出動）
都	応急対策本部 ～ 災害対策本部

第5章 噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安



2 各機関の活動態勢

村	災害対策本部第3非常配備態勢
支庁	非常配備態勢（第三段階）～ 地方隊
警察署（駐在所）	現場警備本部
消防団	災害対策本部（出動）
都	応急対策本部 ～ 災害対策本部

3 港・ヘリポート

(1) 港

港湾（避難港）

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
青ヶ島港 (三宝港)	物揚場	-15.0	166	小型船
	防波堤	-13.0	137	500 t

青ヶ島村地域防災計画（令和元年度改正）

(2) ヘリポート

青ヶ島村臨時ヘリポート

住所	面積 (m ²)	避難場所指定	管理者
無番地	1,050	指定無し	村

平成31年1月現在

3 港・ヘリポート

(1) 港

港湾（避難港）

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
青ヶ島港（三宝港）	物揚場	-3.0	54	小型船

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）

(2) ヘリポート

青ヶ島村臨時ヘリポート

住所	面積 (m ²)	避難場所指定	管理者
無番地	1,050	指定無し	村

平成31年1月現在

資料第3 東京港係留施設

ふ 頭 名	水 深 (m)	対象船舶 (DWT)	バース	
			数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0～	6,000～	9	1,600
	-10.0	15,000		
晴海ふ頭	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5 ～-8.5	6,000 ～16,000 GT	4	876
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

令和元年12月現在
港湾局提供資料（平成31年3月現在）

資料第3 東京港係留施設

ふ 頭 名	水 深 (m)	対象船舶 (DWT)	バース	
			数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0～	6,000～	9	1,600
	-10.0	15,000		
晴海ふ頭	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5 ～-8.5	6,000 ～16,000 GT	4	876
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）
港湾局提供資料（平成31年3月現在）

【附属資料編】

資料第4 移送手段

2 船舶

(2) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0
		ゆりかぜ	23	20	4.3
		はやかぜ			
		ゆめかぜ			
		いそぎく	26	20	4.5
		やまぶき			
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎045-671-4999 ☎045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0
	巡視船	おおすみ	3,100	105	15.0
		いず	1,500	110	15.0
		ぶこう	1500	96	11.5
	消防船	ひりゆう	280	35	12.2
	巡視艇	はまなみ	110	35	6.3
		はまぐも			
		いそづき	64	27	5.6
		きりかぜ	23	20	4.3
		はまかぜ			
		のげかぜ	26	20	4.5
		やまゆり			
		しおかぜ	23	20	4.3
たまかぜ	26	20	4.5		
下田海上保安部 (所在地)静岡県下田市 3-18-23 ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	11.0
		かの	335	56	8.5
	巡視艇	いずなみ	100	32	6.5

令和元年12月現在

第三管区海上保安本部
(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎
☎045-211-1118 (代表)
☎045-211-0774 (運用司令センター)

【附属資料編】

資料第4 移送手段

2 船舶

(2) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0
		ゆりかぜ	26	20	4.5
		いそぎく			
		やまぶき			
		ゆめかぜ	23	20	4.3
		はやかぜ			
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎045-671-0118 ☎045-671-4999	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0
	巡視船	さがみ	3,100	105	15.0
		いず	3,500	110	15.0
		ぶこう	1500	96	11.5
	消防船	ひりゆう	280	35	12.2
	巡視艇	はまなみ	110	35	6.3
		はまぐも			
		いそづき	64	27	5.6
		きりかぜ	26	20	4.5
		のげかぜ			
		やまゆり	23	20	4.3
		はまかぜ			
		しきね	1300	89	11.0
かの	335	56	8.5		
巡視艇	いずなみ	100	32	6.5	

令和4年10月現在

第三管区海上保安本部
(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎
☎045-211-1118 (代表)
☎045-211-0774 (運用司令センター)

（3）海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,950	248.0	38.0	7.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和元年12月現在

（3）海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,950	248.0	38.0	7.2
	まや	8,200	170.0	21.0	6.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	もがみ	3,900	133.0	16.3	4.7
	くまの				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
	ひらど				
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和4年11月現在

3 航空機

(1) 東京消防庁

機体名		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
項目						
機体	型式	ユーロコプター式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式/ エアバスヘリコプター式 EC225LP型	アグスタエストランド式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	252km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	5時間54分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航続距離	1,105km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	23座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか：13 席)
	エンジン	ターボメカ式 1,877馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラット・アンド・ ホイットニー・カナダ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基
使用燃料	航空用ジェットA-1					
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部取付式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	3,000kg	3,800kg		2,200kg	1,600kg

令和元年12月現在

3 航空機

(1) 東京消防庁

機体名		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
項目						
機体	型式	レオナルド式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式/ エアバスヘリコプター式 EC225LP型	アグスタエストランド式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	235km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	6時間11分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航続距離	1,206km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	21座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか：13 席)
	エンジン	ゼネラル・エレクト リック式 2,104馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラット・アンド・ ホイットニー・カナダ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基
使用燃料	航空用ジェットA-1					
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部吊下げ式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	2,800kg	3,800kg		2,200kg	1,600kg

令和4年11月現在

(2) 警視庁

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら		
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号	
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h			271 km/h	290 km/h	226 km/h			未定	272 km/h
航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30	5:10			4:30	5:10	3:30			未定	4:00
有効搭載量	1019 kg	1012 kg	1019 kg	855 kg	1642 kg	2132 kg			1642 kg	2132 kg	1801 kg	1815 kg	未定	4218 kg	
座席数	8席	8席			14席		17席	14席		13席			未定	21席	
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）												未定	21席	
使用燃料	航空用ジェットA-1														
耐風性	15.3 m/s	15.3 m/s		18 m/s	23 m/s			18 m/s	23 m/s	18 m/s	未定	18 m/s	未定	18 m/s	
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上														
最低雲高	300m以上														
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能														
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能														
テレビカメラ搭載装置	○				—	○		—							
救助用吊上装置	—	230kg	—	272kg											
吊下装置（カーゴフック）	—	1300kg	—	1000kg	1600kg	—	2200kg	—						3600kg	
担架装置（リッターキット）	—	1人	—	1人	—	1人	—						3人		
投光機（サーチライト）	○	○						—						未定	○
拡声器（スピーカー）	○	○				—						未定	○		
地震判読システム搭載用装置	○	—	○	—	○	—	○	—							
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。														

令和2年1月現在

(2) 警視庁

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら		
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号	
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h			271 km/h	290 km/h	226 km/h			262 km/h	240 km/h
航続時間	3:00	3:10	3:00	3:10	3:55	4:15			3:55	4:10	4:20			4:55	4:40
有効搭載量	1,019 kg	1,012 kg	1,019 kg	855 kg	1,712 kg	2,132 kg			1,667 kg	1,846 kg	1,801 kg	1,870 kg	2,666 kg	4,097 kg	
座席数	8席				14席		17席	14席		13席			22席		
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）												未定	22席	
使用燃料	航空用ジェットA-1														
耐風性	20 m/s	26 m/s	20 m/s	18 m/s	26 m/s			18 m/s	25 m/s	18 m/s	35 m/s	28 m/s	35 m/s	28 m/s	
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上														
最低雲高	300m以上														
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能														
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能														
テレビカメラ搭載装置	○				—	○		—							
救助用吊上装置	—	230kg	—	272kg										272kg	
吊上装置（カーゴフック）	—	1,300kg	—	1,000kg	1,600kg	—	2,200kg	—						3,800kg	
担架装置（リッターキット）	—	1人	—	1人	—	1人	—						3人		
投光機（サーチライト）	○														
拡声器（スピーカー）	○				○						—				○
地震判読システム搭載用装置	—				○	—	○	—							
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。														

令和5年4月現在

(3) 第三管区海上保安本部

(3) 第三管区海上保安本部

ア 機種・型式

ア 機種・型式

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
巡視船「あきつしま」搭載機			
巡視船「 <u>おおすみ</u> 」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	エアバス・ヘリコプターズ 式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
巡視船「あきつしま」搭載機			
巡視船「 <u>さがみ</u> 」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)

イ 性能

イ 性能

区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料	
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)		
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
	シコルスキー76D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1

区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料	
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)		
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
	シコルスキー76D	145	14	96	125×70×175	ジェットA-1

- ※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- ※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- ※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- ※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

- ※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- ※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- ※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- ※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和元年12月現在

令和4年10月現在

(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

機 能 機 種	性 能					飛行制限		装 備 部 隊	
	巡航速度 km/h	航続時間h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m		
回転翼機 (ヘリコプター)	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	JP-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上自衛隊
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH-47 (大型)	270	2.0	48	100×100	JP-4A	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	航空自衛隊
	UH-60J (中型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃	

機 能 機 種	性 能					飛行制限		装 備 部 隊	
	巡航速度 km/h	航続時間h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m		
回転翼機 (ヘリコプター)	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	JP-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上自衛隊
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH-47 (大型)	270	2.0	48	100×100	JP-4A	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	Jet A-1+	〃	〃	航空自衛隊
	UH-60J (中型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃	

令和2年1月現在

令和5年9月現在

資料第5 関係機関連絡先

1 官公署

名称	所在地	電話
青ヶ島村役場	無番地	9-0111
青ヶ島村消防団	無番地	9-0111
東京都（八丈支庁管内）	大賀郷2466-2	04992-2-1111
八丈支庁総務課	大賀郷2466-2	04992-2-1111
八丈支庁産業課	大賀郷2466-2	04992-2-1113
八丈支庁土木課	大賀郷2466-2	04992-2-1114
八丈支庁港湾課	大賀郷2466-2	04992-2-1115
教育庁八丈出張所	大賀郷2466-2	04992-2-2889
東京都漁業用海岸局 (島しょ農林水産総合センター八丈事業所内)	八丈町三根4222-1	04996-2-0808
青ヶ島駐在所	無番地	9-0110
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官事務所	大島町元町字家の上445-9	04992-2-7115

平成31年1月現在

資料第5 関係機関連絡先

1 官公署

名称	所在地	電話
青ヶ島村役場	無番地	9-0111
青ヶ島村消防団	無番地	9-0111
東京都（八丈支庁管内）	大賀郷2466-2	04992-2-1111
八丈支庁総務課	大賀郷2466-2	04992-2-1111
八丈支庁産業課	大賀郷2466-2	04992-2-1113
八丈支庁土木課	大賀郷2466-2	04992-2-1114
八丈支庁港湾課	大賀郷2466-2	04992-2-1115
教育庁八丈出張所	大賀郷2466-2	04992-2-0742
東京都漁業用海岸局 (島しょ農林水産総合センター八丈事業所内)	八丈町三根4222	04996-2-0808
青ヶ島駐在所	無番地	9-0110
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官事務所	大島町元町字家の上445-9	04992-2-7115

平成31年1月現在

資料第7 広報文例・表示板等例

資料第7 広報文例・表示板等例

1 広報文例

1 広報文例

(3) 避難準備・高齢者等避難開始

(3) 高齢者等避難

- ・こちらは防災あおがしまです。
- ・村役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
[対象範囲]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[避難所名]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、村の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・こちらは防災あおがしまです。
- ・村役場から火山活動に伴う高齢者等避難についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に高齢者等避難を発令しました。
[対象範囲]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[避難所名]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、村の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・ This is an announcement from the Aogashima Village Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity at Aogashima volcano.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [] so, the Village Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・ Visitors should evacuate from Aogashima Island.
- ・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

- ・ This is an announcement from the Aogashima Village Office.
- ・ We will announce the state of volcanic activity at Aogashima volcano.
- ・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [] so, the Village Office issued “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・ Visitors should evacuate from Aogashima Island.
- ・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

資料第8 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。噴火警報を解除する場合等には、「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
			火山活動の状況	住民等の行動	登山者入山者への対応		
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。		
			レベル4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。		
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで 火口周辺	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等。危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。	
			レベル2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。	
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。	

(出典：気象庁ホームページ)

資料第8 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、**噴火に伴って**、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその**危険が及ぶ範囲の拡大**が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。**火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には**「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「**高齢者等避難**」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された**避難開始時期・避難対象地域の設定**に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や**避難指示**等の防災対応をとる。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明		
			火山活動の状況	住民等の行動	登山者入山者への対応		
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。		
			レベル4 高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。		
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで 火口周辺	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等。危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。	
			レベル2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手続の確立、防災訓練への参加等）。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。	
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。	

(出典：気象庁ホームページ)

修正前（令和2年10月） 附-25	修正後（令和5年9月） 附-25
<p>（3）噴火速報 噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促すための情報。以下の場合に発表する。</p> <p>① 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ② 噴火警報が発表されている常時観測火山（※1）において、噴火警戒レベルの<u>引き上げ</u>や警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2） ③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※ 1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。 ※ 2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報 令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表 **（見出し）** <○○山で噴火が発生></p> <p style="text-align: center;">**（本文）**</p> <p>○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div>	<p>（3）噴火速報 噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早く知らせ、直ちに身を守る行動をとることを促すための情報。以下の場合に発表する。</p> <p>① 噴火警報が発表されていない常時観測火山（※1）において、噴火が発生した場合 ② 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの<u>引上げ</u>や警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2） ③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※ 1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。 ※ 2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報 令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表 **（見出し）** <○○山で噴火が発生></p> <p style="text-align: center;">**（本文）**</p> <p>○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div>

(6) その他の情報等

情報名	概要
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。 火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。

(6) その他の情報等

情報名	概要
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に公表される資料
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火を伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。
火山現象に関する海上警報	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。
航空路火山灰情報	噴火による火山灰が航空機の運航に与える影響を回避するために発表する航空路上の火山灰情報（火山灰の分布や拡散予測, VAA）。 予報期間は最大で18時間。気象庁が、東アジアおよび北西太平洋地域を担当する航空路火山灰情報センター（東京VAAC）として、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局にVAAを提供している。東京VAACは東アジア・北西太平洋及び北極圏の一部に対する監視と情報提供を担当している。

修正前（令和2年10月） 附-29	修正後（令和5年9月） 附-29
<p>2 国土交通省が発表する情報</p> <p>(1) 土砂災害緊急情報 噴火によって山腹斜面に火山灰や火砕流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。 土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、<u>避難勧告等</u>の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	<p>2 国土交通省が発表する情報</p> <p>(1) 土砂災害緊急情報 噴火によって山腹斜面に火山灰や火砕流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。 土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難指示等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>
<p>3 市町村等が発表する情報</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始 避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。<u>居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備を行う。</u> 要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が発令された段階で、避難を始めることになる。</p> <p>(2) 避難勧告、避難指示（緊急） <u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。 <u>避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。</u></p>	<p>3 市町村等が発表する情報</p> <p>(1) 高齢者等避難 高齢者等避難は、市町村長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。 要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、高齢者等避難が発令された段階で、避難を始めることになる。 また、居住者等は、非常用持出品などを用意するなど、避難準備や、自主的な避難を行う。</p> <p>(2) 避難指示 避難指示は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。 避難指示は、避難が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険であり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合には、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等、緊急に安全を確保することが指示されることもある。</p>
修正前（令和2年10月） 附-33	修正後（令和5年9月） 附-33
<p>資料第9 火山用語</p> <p>【た】 テフラ 火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。</p>	<p>資料第9 火山用語</p> <p>【た】 テフラ 火山噴火によって大気中に噴出された火山砕屑物の総称。</p>
修正前（令和2年10月） 附-35	修正後（令和5年9月） 附-35
<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月） ・火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年） ・<u>火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説</u>（気象庁） ・地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告） ・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月） ・東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正） ・地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社） ・ブリタニカ国際大百科事典，小項目電子辞書版（ブリタニカジャパン株式会社，平成27年） 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月） ・火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年） ・気象庁が噴火警報等で用いる用語集（気象庁） ・地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告） ・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月） ・東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正） ・地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社） ・ブリタニカ国際大百科事典，小項目電子辞書版（ブリタニカジャパン株式会社，平成27年）